

**平成22年度
住民参加型在宅福祉サービス団体
活動実態調査 報告書**

平成23年7月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

目次

I 調査概要	2
1. 調査目的	2
2. 調査対象	2
3. 調査方法	2
4. 調査時期	2
5. 回収数	2
6. 調査内容	3
7. 報告書の記載方法について(凡例)	3
8. 調査結果の概要	3
(1) 事業開始年度	3
(2) 運営形態	3
(3) 法人化率と法人格の種類	4
(4) 事務所の所有率	4
(5) 助け合い活動における会員制の割合	4
(6) 助け合い活動の利用者登録、担い手登録数(1 団体あたりの平均)	4
(7) 助け合い活動の担い手登録者の年代、性別(1 団体あたりの平均)	5
(8) サービスの担い手と利用者バランス	5
(9) 担い手の確保・育成についての取り組み(複数回答)	5
(10) サービスの実施率(複数回答)	5
(11) ホームヘルプサービス利用者の該当制度の内訳	6
(12) 助け合い活動と介護保険事業の両方を行っている場合の担い手の区分	6
(13) サービスの種類ごとの利用料、担い手の受取額(平均)	6
II 調査結果	7
1. 事業開始年度(問 1)	7
2. 運営形態(問 2)	8
3. 法人格の有無(法人化率・問 3)	9
4. 法人格の種類(問 3)	10
5. 事務所の所有率(問 4)	11
6. 助け合い活動における会員制採用の有無(問 5)	12
7. 助け合い活動の利用者登録、担い手登録数(1 団体あたりの平均)(問 6・7)	13
8. サービスの担い手と利用者のバランス状況(問 8)	14
9. 担い手の確保・育成への取り組み(問 9・複数回答)	15
10. サービスの種類と実施形態(問 10)	22
11. ホームヘルプサービス利用者の該当制度の内訳(問 11)	25
12. 助け合い活動と介護保険事業の両方を行っている場合の担い手の区別(問 12)	26
13. 収入総額(問 13)	28
14. サービスの種類ごとの利用料、担い手の受取額(問 14・1 団体あたりの平均)	28
15. 直面している活動の課題について(問 15・フリー回答)	29
16. 公的制度に思うこと(問 16・フリー回答)	37
平成22年度「住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査」調査票	43

I 調査概要

1. 調査目的

本調査は、全国の住民参加型在宅福祉サービス団体(※)の活動の状況を明らかにし、今後の住民参加型在宅福祉サービスと地域福祉の発展のための基礎データを集積することを目的として実施した。

2. 調査対象

平成22年12月1日現在、活動している住民参加型在宅福祉サービス団体を対象に、その活動状況について調査した。

3. 調査方法

調査票は、平成22年度に、本会で把握する住民参加型在宅福祉サービス団体2,073団体に郵送し、郵送及びFAXにて回収した。

4. 調査時期

平成23年1月11日～平成23年1月31日

5. 回収数

380団体(回収率18.3%)

※「住民参加型在宅福祉サービス団体」とは

●地域住民の参加を基本として、

① 営利を目的とせず、

② 住民相互の対等な関係と助け合いを基調として、

③ 有償・有料制、あるいは「時間貯蓄制度」「点数預託制度」によって行う家事援助、介護サービス(ホームヘルプサービス)

等を中心とした在宅福祉サービスである。

●こうしたサービス(活動)を行う団体を「住民参加型在宅福祉サービス団体」といい、住民の自主組織として組織されているものの他、市区町村社会福祉協議会、生活協同組合、農業協同組合、福祉公社・事業団、社会福祉施設等が運営するものがある。

また、同団体は、上記の「助け合い活動」とともに、介護保険制度や障害者自立支援法等に基づくサービスをあわせて実施するところもある。

6. 調査内容

- 団体の組織体制・運営
- 会員の状況
- サービス、活動事業の内容
- その他

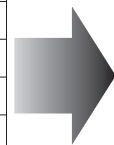
- ※1 問13については、調査票に不備があったため、回答を集計していない。
- ※2 詳細は、巻末調査票を参照。

7. 報告書の記載方法について(凡例)

組織の運営形態の類型化について

本報告書においては、組織の運営形態(調査票問2)を、以下のような類型(呼称)として分類し、集計分析を行った。以下、この類型(呼称)によって記述する。

組織の運営形態(問2)の選択肢
住民の自主的な会員組織である
市区町村社会福祉協議会が運営している
生活協同組合が運営している
サービス生産協同組合(ワーカーズコレクティブ)である
JA(農業協同組合)が運営している
行政設置による第3セクター(福祉公社、事業団等)である
社会福祉施設が運営している
ファミリーサービスクラブである
その他



類 型	回答数
住民互助型	162
社協運営型	140
生協型	21
ワーカーズコレクティブ	24
農協型	6
行政関与型	6
施設運営型	0
ファミリーサービスクラブ	1
その他	20
全体	380

前回の調査と比較して、回答総数が約60件増。「社協運営型」が29増、「ワーカーズコレクティブ」が12件増、「住民互助型」が10件増などとなっている。

8. 調査結果の概要

(1) 事業開始年度

- 1991年度以降が77.1%を占めている。

1990年度以前	21.1%
1991年度～1995年度	23.4%
1996年度～2000年度	24.2%
2001年度以降	29.5%
無回答	1.8%

(2) 運営形態

- 「住民互助型」と「社協運営型」が中心。合計79.4%。

A 住民互助型	42.6%
B 社協運営型	36.8%
C 生協型	5.5%
D ワーカーズコレクティブ	6.3%
E 農協型	1.6%
F 行政関与型	1.6%
G ファミリーサービスクラブ	0.3%
H その他	5.3%

(3) 法人化率と法人格の種類 ※社協運営型、行政関与型、施設運営型を除く

○法人化率は68.3%。

■ 法人化率

全体	68.3%
A 住民互助型	67.9%
C 生協型	57.9%
D ワーカーズコレクティブ	95.7%
E 農協型	50.0%
G ファミリーサービスクラブ	0.0%
H その他	57.9%

■ 法人格の種類

特定非営利活動法人	88.0%
社会福祉法人	1.3%
財団法人	0.6%
社団法人	0.6%
有限会社	0.6%
生活協同組合	7.0%
農業協同組合	1.9%

(4) 事務所の所有率

○事務所が「ある」は86.6%。

全体	86.6%
A 住民互助型	80.2%
B 社協運営型	93.6%
C 生協型	95.2%
D ワーカーズコレクティブ	95.8%
E 農協型	33.3%
F 行政関与型	83.3%
G ファミリーサービスクラブ	100.0%
H その他	85.0%

(5) 助け合い活動における会員制の割合

○会員制を「採用している」は82.9%。

全体	82.9%
A 住民互助型	80.9%
B 社協運営型	90.7%
C 生協型	90.4%
D ワーカーズコレクティブ	83.3%
E 農協型	16.7%
F 行政関与型	16.7%
G ファミリーサービスクラブ	100.0%
H その他	75.0%

(6) 助け合い活動の利用者登録、担い手登録数（1団体あたりの平均）

○1団体あたりの利用者登録数は平均192.7人、担い手登録者数は平均96.6人。

○担い手一人あたりの登録者数は平均2.0人。

類 型	利用者登録数 (A)	担い手登録数 (B)	担い手一人あたりの 登録者数(A/B)
全体	192.7	96.6	2.0
A 住民互助型	143.1	80.1	1.8
B 社協運営型	214.1	115.4	1.9
C 生協型	575.9	144.8	4.0
D ワーカーズコレクティブ	122.2	46.9	2.6
E 農協型	25.0	192.0	0.1
F 行政関与型	421.0	227.8	1.8
G ファミリーサービスクラブ	133.0	54.0	2.5
H その他	143.8	59.7	2.4

(7) 助け合い活動の担い手登録者の年代、性別(1団体あたりの平均)

○担い手登録の内訳は、下記の通りである。

類 型	20～30代		40～50代		60代		70代以上	
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性
全体	3.7	0.8	27.0	2.6	35.8	9.4	10.8	6.6
A 住民互助型	0.9	0.3	19.5	1.4	29.9	11.6	8.9	7.6
B 社協運営型	5.3	1.0	29.2	4.3	42.9	9.6	15.0	8.0
C 生協型	8.1	0.6	67.6	1.3	48.0	4.1	12.8	2.4
D ワーカーズコレクティブ	2.2	0.3	20.1	1.4	15.9	3.2	2.5	1.4
E 農協型	6.7	0.0	23.3	0.0	157.3	0.3	4.3	0.0
F 行政関与型	12.8	1.4	95.2	6.6	73.6	16.0	14.6	7.6
G ファミリーサービスクラブ	1.0	0.0	9.0	0.0	39.0	0.0	3.0	2.0
H その他	8.5	0.9	25.4	1.9	14.8	2.7	4.6	1.0

(8) サービスの担い手と利用者バランス

○「担い手が不足傾向」が46.6%。

バランスの傾向	回答率
1. 担い手が不足している傾向がある	46.6%
2. 利用者が少ない傾向がある	10.0%
3. 担い手と利用者のバランスはちょうどよい	14.7%
4. 傾向にムラがあり一概に言えない	21.6%
無回答	7.1%

(9) 担い手の確保・育成についての取り組み(複数回答)

○「募集に関する工夫」が67.3%、「研修の実施」が63.7%。

取り組みの種類	団体数	実施率
1. 担い手募集に関する工夫	256	67.3%
2. 担い手への研修の実施	242	63.7%
3. その他	67	17.6%

(10) サービスの実施率(複数回答)

○行っているサービスは、「家事援助」(83.2%)、「外出援助」(73.4%)、「話し相手」(68.7%)などの順が多い。

サービスの種類	実施率	サービスの種類	実施率
1. 家事援助	83.2%	11. グループホーム	2.9%
2. 介護	56.6%	12. 住宅改造	4.2%
3. 入浴	37.6%	13. 相談・助言	42.6%
4. 食事(配食)	40.0%	14. 話し相手	68.7%
5. 外出援助	73.4%	15. サロン活動	35.3%
6. 車による移送サービス	33.7%	16. 保育・教育サービス	30.0%
7. デイサービス	29.7%	17. 財産管理・保全サービス	9.5%
8. 宅老所	3.9%	18. 小規模多機能型居宅介護	3.4%
9. 作業所・自立支援・就労移行／継続支援	9.2%	19. 居宅介護支援(ケアマネジャー)	31.8%
10. ショートステイ・宿泊	7.4%		

(11) ホームヘルプサービス利用者の該当制度の内訳

○介護保険制度のサービス利用者は全体の40.8%、活動時間は48.2%。障害福祉サービスのサービス利用者は全体の14.1%、活動時間は13.9%。

類 型	サービス利用者			活動時間		
	介護保険サービス	障害福祉サービス	その他	介護保険サービス	障害福祉サービス	その他
全体	40.8%	14.1%	45.1%	48.3%	13.9%	37.8%
A 住民互助型	36.0%	12.7%	51.3%	48.0%	13.4%	38.6%
B 社協運営型	39.2%	15.8%	45.0%	42.6%	14.7%	42.7%
C 生協型	37.7%	2.3%	60.0%	42.7%	5.6%	51.7%
D ワークスコレクティブ	29.3%	4.1%	66.6%	59.6%	17.7%	22.7%
E 農協型	80.2%	0.0%	19.8%	92.8%	0.0%	7.2%
F 行政関与型	64.1%	21.9%	14.0%	47.7%	13.9%	38.4%
G ファミリーサービスクラブ	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	100.0%
H その他	48.4%	5.2%	46.4%	49.7%	13.7%	36.6%

(12) 助け合い活動と介護保険事業の両方を行っている場合の担い手の区分

○「別々の者が行っている」19.0%、「同じ者が行っている」が35.2%。

類 型	別々の者が行っている	同じ者が行っているが、助け合い事業を行っている時と、介護保険事業を行っている時と別々に管理している(A)	同じ者が行っているが、助け合い事業を行っている時と、介護保険事業を行っている時と特に管理の区別はしていない(B)	(A+B)
全体	19.0%	30.2%	5.0%	35.2%
A 住民互助型	7.6%	36.8%	5.6%	42.4%
B 社協運営型	41.5%	11.3%	3.8%	15.1%
C 生協型	22.2%	16.7%	0.0%	16.7%
D ワークスコレクティブ	0.0%	79.2%	12.5%	91.7%
E 農協型	0.0%	80.0%	0.0%	80.0%
F 行政関与型	20.0%	20.0%	0.0%	20.0%
G ファミリーサービスクラブ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
H その他	5.6%	27.7%	5.6%	33.3%

(13) サービスの種類ごとの利用料、担い手の受取額(平均)

サービスの種類	利用料金額(円)		担い手の受取額金額(円)	
1. 内容にかかわらず定額	1時間	812.8	1時間	718.7
	1 回	900.7	1 回	808.8
2. 日常生活のお手伝い(家事援助等)	1時間	871.2	1時間	796.9
	1 回	944.0	1 回	846.0
3. 介護・介助	1時間	1,171.2	1時間	1,002.7
	1 回	1,080.0	1 回	972.0
4. 給食・配食	1 食	463.4	1時間	605.3
			1 回	404.2
5. 移送	1 回	616.3	1時間	684.5
			1 回	470.0
6. いきいきサロン・ミニデイ(たまり場)の提供	1 回	517.1	1 回	417.6
7. その他	1時間	866.8	1時間	778.9
	1 回	745.9	1 回	524.1

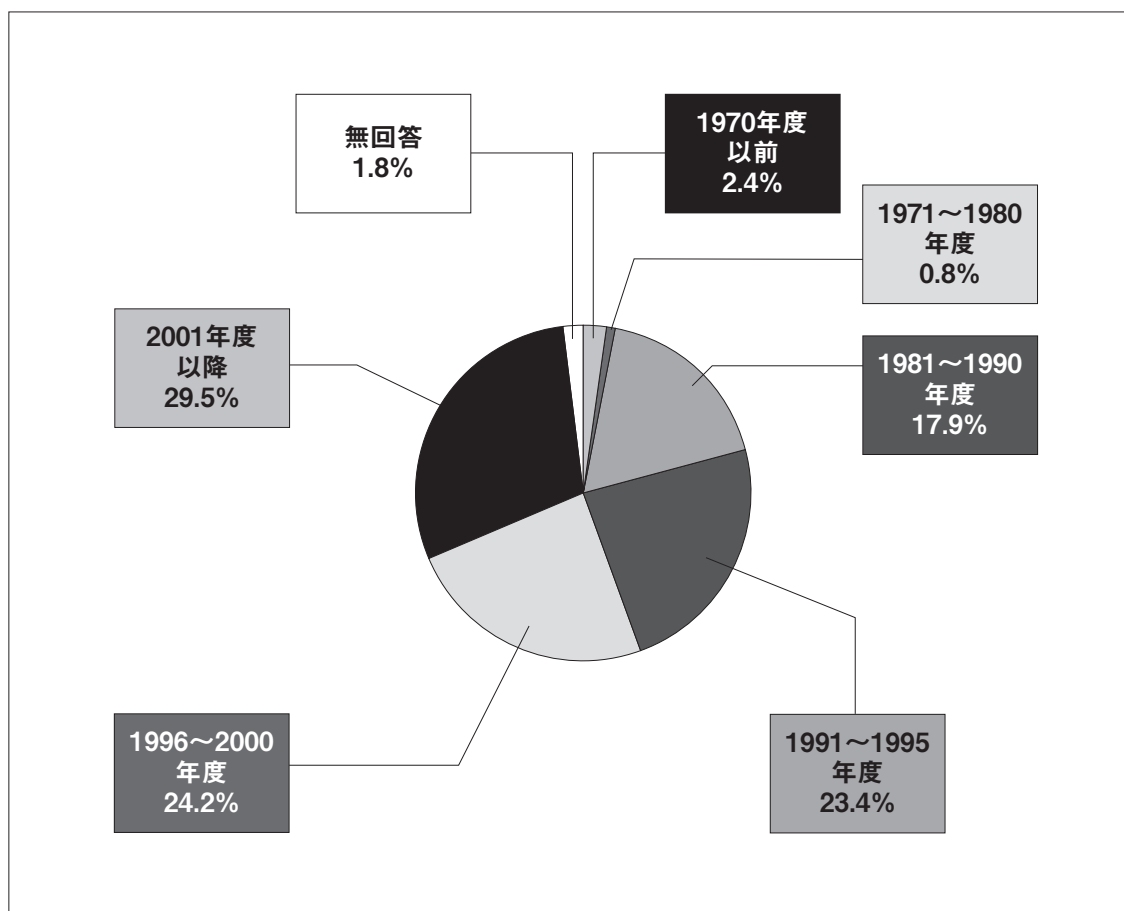
Ⅱ 調査結果

1. 事業開始年度(問1)

事業開始年度は1990年代の割合が多く、1991年～1995年度23.4%、1996年～2000年度24.2%で、合計47.6%である。これに2001年度以降に事業を開始した29.5%を加えると77.1%となり、全体の4分の3が1990年代以降に事業を開始していることがわかる。1990年以前の開始は、21.1%となっている。(図表1・表&グラフ)

■ 図表1 事業開始年度

選択肢	回答数	割合
全体	380	100.0%
1970年度以前	9	2.4%
1971年度～1980年度	3	0.8%
1981年度～1990年度	68	17.9%
1991年度～1995年度	89	23.4%
1996年度～2000年度	92	24.2%
2001年度以降	112	29.5%
無回答	7	1.8%

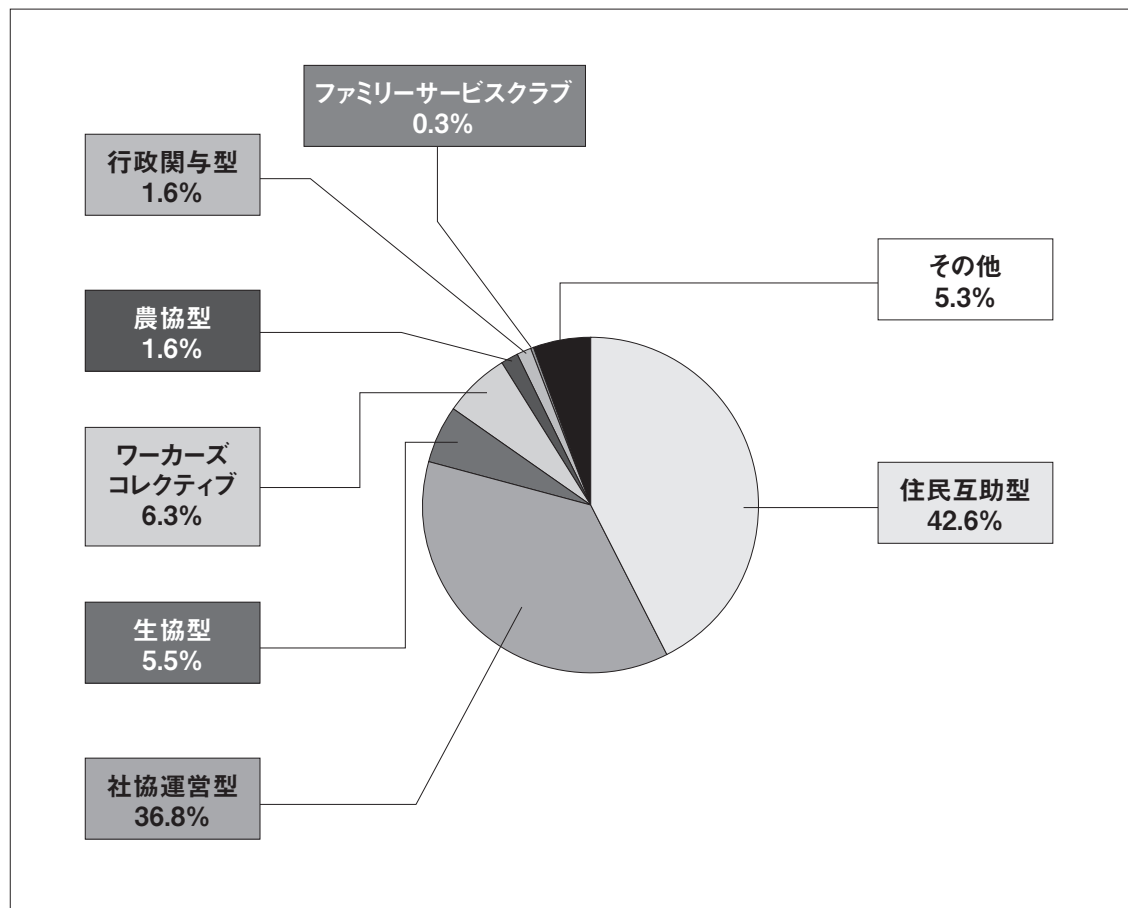


2. 運営形態(問2)

団体の運営形態(類型:3ページ参照)は、「住民互助型」の割合が42.6%で最も多く、次いで「社協運営型」が36.8%で、この両者で全体の約8割を占めている。このほかの運営形態は7%以下となっている。(図表2・表&グラフ) その他としては、公益法人、財団法人、株式会社等がある。

■ 図表2 運営形態

類 型	回答数	割 合
全体	380	100.0%
A 住民互助型	162	42.6%
B 社協運営型	140	36.8%
C 生協型	21	5.5%
D ワークスコレクティブ	24	6.3%
E 農協型	6	1.6%
F 行政関与型	6	1.6%
G ファミリーサービスクラブ	1	0.3%
H その他	20	5.3%

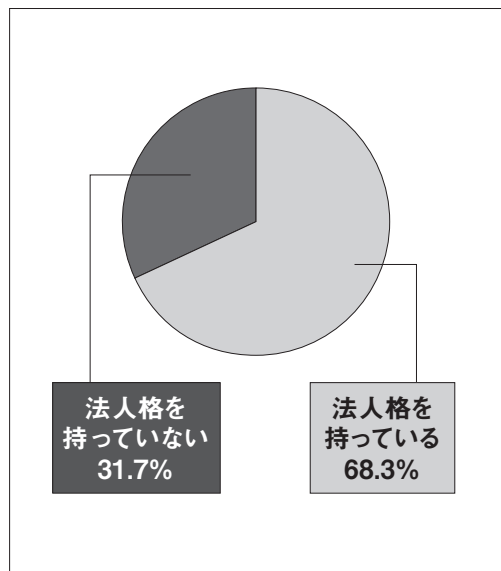


3. 法人格の有無(法人化率・問3) ※社協運営型、行政関与型、施設運営型を除く

法人格の有無をみると、「持っている(法人化率)」割合は全体の68.3%、これに対し「持っていない」は31.7%である。(図表3)

類型別でみると、「D ワーカーズコレクティブ」が95.7%で最も高く、次いで「A 住民互助型」が67.9%、「C 生協型」が57.9%などとなっている。(図表4・5)

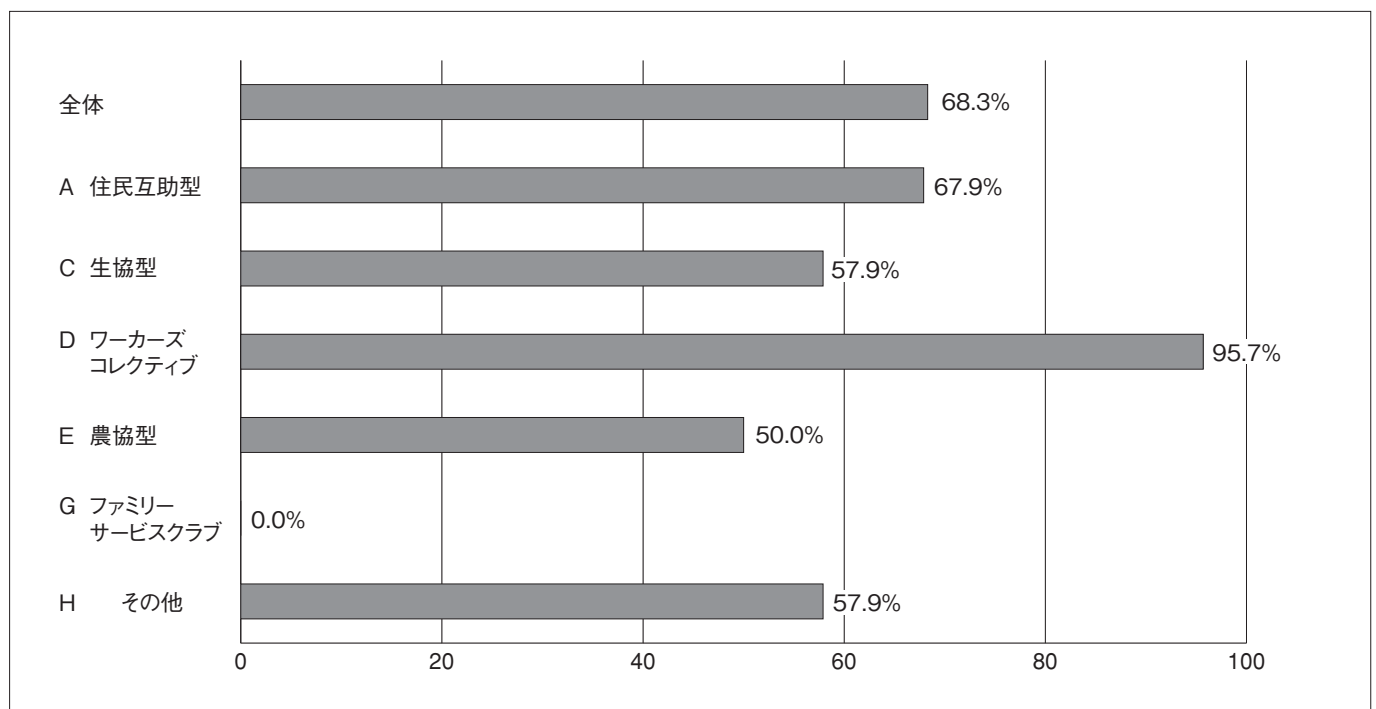
■ 図表3 法人格の有無



■ 図表4 法人化率の類型別比較(無回答を除く)

類 型	団体	法人格を持っている	法人化率
全体	230	157	68.3%
A 住民互助型	162	110	67.9%
C 生協型	19	11	57.9%
D ワーカーズコレクティブ	23	22	95.7%
E 農協型	6	3	50.0%
G ファミリーサービスクラブ	1	0	0.0%
H その他	19	11	57.9%

■ 図表5 法人格の有無(法人化率)×類型別

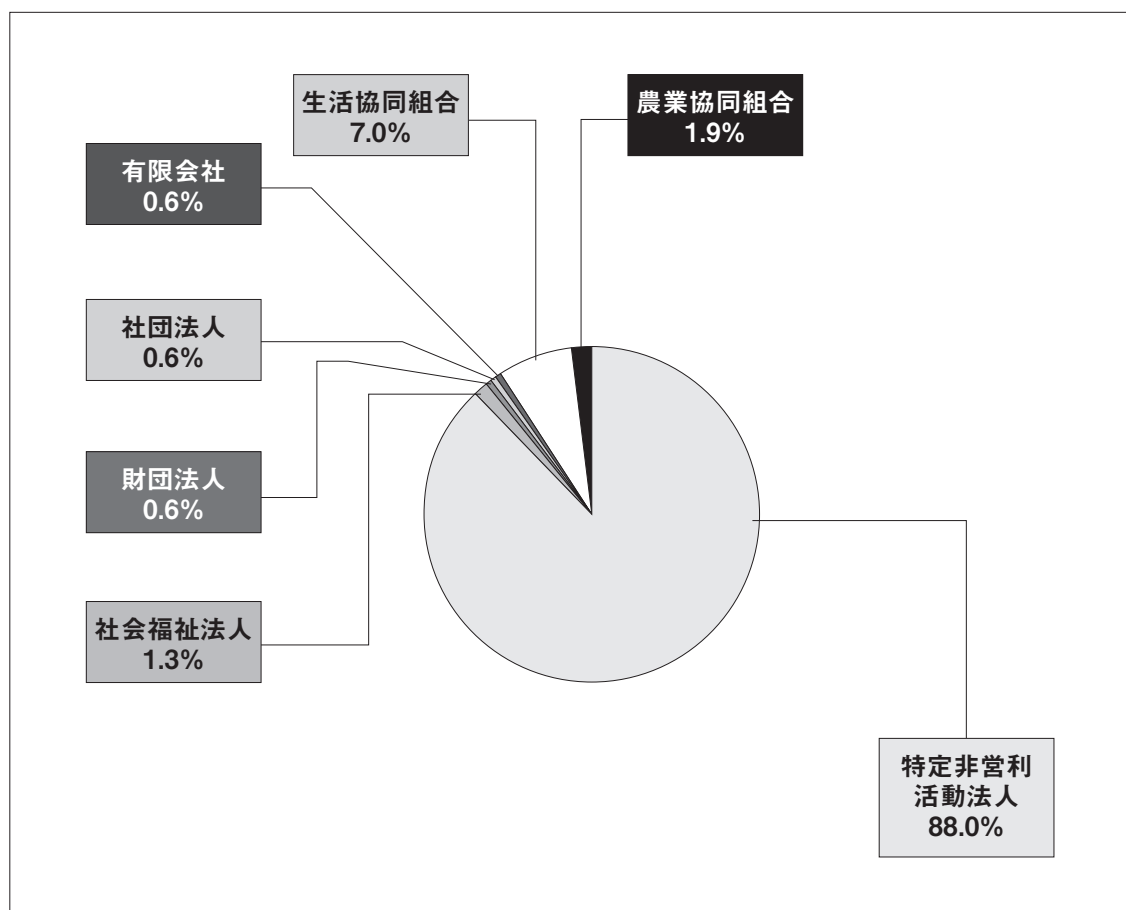


4. 法人格の種類(問3) ※社協運営型、行政関与型、施設運営型を除く

法人格を持っている157団体のうち、「特定非営利活動法人」が88.0%で大部分を占めている。
(図表6・表&グラフ)

■ 図表6 法人格の種類

選択肢	回答数(団体数)	割合
全体	157	100.0%
特定非営利活動法人	138	88.0%
社会福祉法人	2	1.3%
財団法人	1	0.6%
社団法人	1	0.6%
有限会社	1	0.6%
生活協同組合	11	7.0%
農業協同組合	3	1.9%
その他	0	0.0%

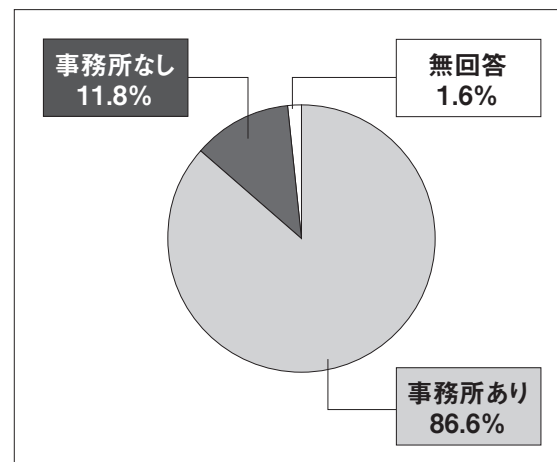


5. 事務所の所有率(問4)

事務所の有無をみると、「ある」割合が全体の86.6%、これに対し「ない」が11.8%である。(図表7)

類型別にみると、事務所設置率は「D ワークスコレクティブ」が最も高く95.8%、次いで「C 生協型」95.2%、「B 社協運営型」93.6%の順である。このほかの類型では「A 住民互助型」80.2%となっている。なお、「E 農協型」「F 行政関与型」「G ファミリーサービスクラブ」は、集計数が少ないため参考値。(図表8・9)

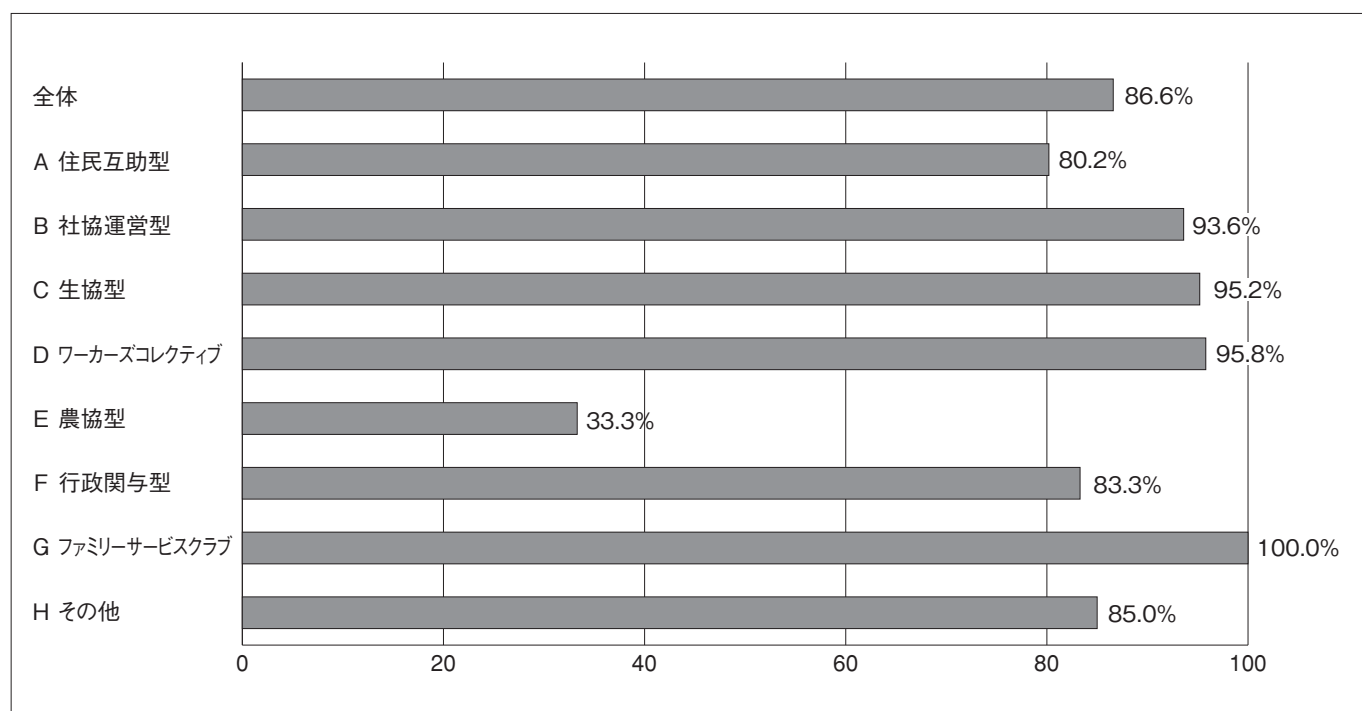
■ 図表7 事務所の有無



■ 図表8 事務所の有無別×類型別

類 型	全 体	事務所あり		事務所なし		無回答	
全体	380	329	86.6%	45	11.8%	6	1.6%
A 住民互助型	162	130	80.2%	29	17.9%	3	1.9%
B 社協運営型	140	131	93.6%	7	5.0%	2	1.4%
C 生協型	21	20	95.2%	1	4.8%	0	0.0%
D ワークスコレクティブ	24	23	95.8%	1	4.2%	0	0.0%
E 農協型	6	2	33.3%	4	66.7%	0	0.0%
F 行政関与型	6	5	83.3%	1	16.7%	0	0.0%
G ファミリーサービスクラブ	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
H その他	20	17	85.0%	2	10.0%	1	5.0%

■ 図表9 事務所「あり」の割合

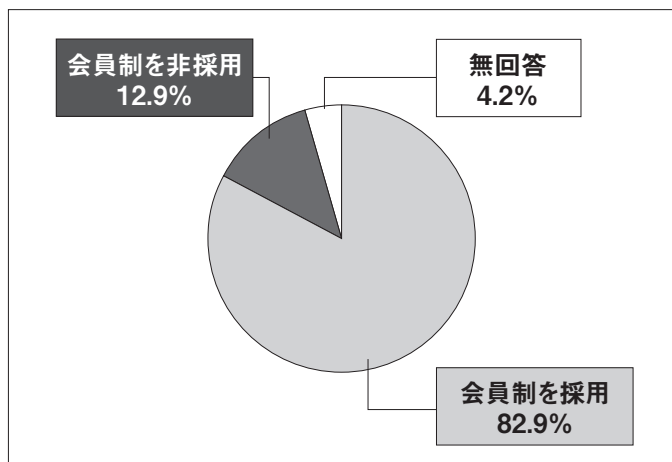


6. 助け合い活動における会員制採用の有無(問5)

助け合い活動において会員制を「採用している」割合は、全体の82.9%、これに対し「採用していない」は12.9%である。(図表10)

「採用している」を類型別にみると、「B 社協運営型」が最も高く90.7%、次いで「C 生協型」90.4%、「D ワークスコレクティブ」83.3%の順である。「E 農協型」「F 行政関与型」「G ファミリーサービスクラブ」は、集計数が少ないため参考値。(図表11・12)

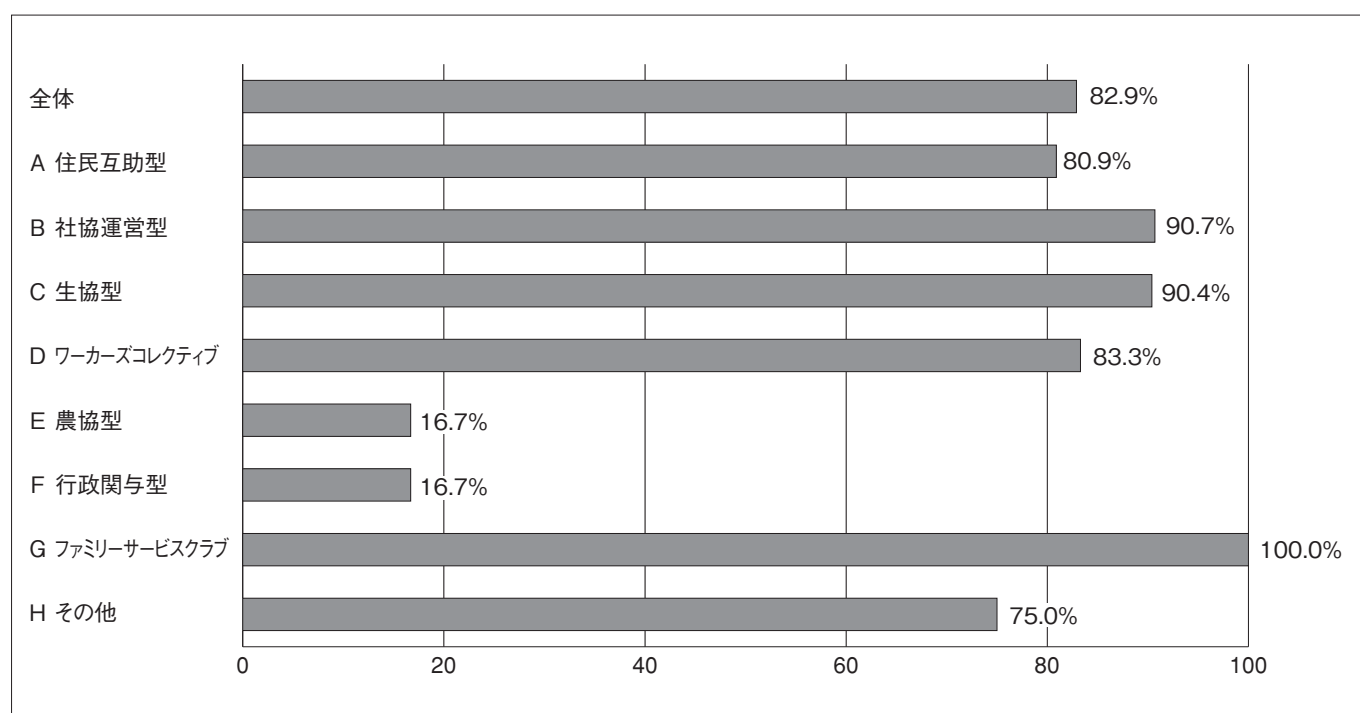
■ 図表10 助け合い活動における会員制採用の有無



■ 図表11 助け合い活動における会員制採用の有無×類型別

類 型	回答数 (団体数)	会員制を採用		会員制を非採用		無回答	
全体	380	315	82.9%	49	12.9%	16	4.2%
A 住民互助型	162	131	80.9%	25	15.4%	6	3.7%
B 社協運営型	140	127	90.7%	9	6.4%	4	2.9%
C 生協型	21	19	90.4%	1	4.8%	1	4.8%
D ワークスコレクティブ	24	20	83.3%	3	12.5%	1	4.2%
E 農協型	6	1	16.7%	4	66.7%	1	16.7%
F 行政関与型	6	1	16.7%	5	83.3%	0	0.0%
G ファミリーサービスクラブ	1	1	100.0%	0	0.0%	0	0.0%
H その他	20	15	75.0%	2	10.0%	3	15.0%

■ 図表12 会員制を「採用している」割合



7. 助け合い活動の利用者登録、担い手登録数(1団体あたりの平均)(問6・7)

助け合い活動の「利用者登録数」は、全体では1団体あたり(平均)192.7人、同様に「担い手登録数」が96.6人である。その結果、担い手一人あたりの利用者登録数は2.0人ということになる。

類型別にみると、1団体あたりの「利用者登録数」が最も多い団体は「C 生協型」である。これに「F 行政関与型」「B 社協運営型」が続いている。1団体あたりの「担い手登録数」が最も多い団体は「F 行政関与型」で、「C 生協型」「B 社協運営型」の順となっている。

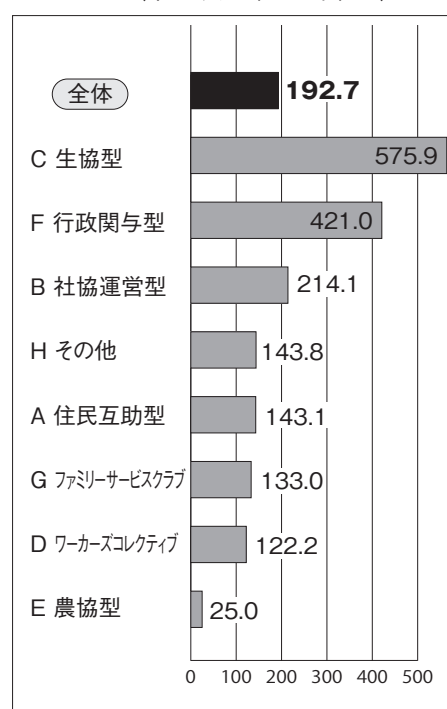
なお、各類型ごとに利用者登録数、担い手登録数(ともに1団体あたりの平均)や担い手一人あたりの登録者数をみると、かなり異なっていることがわかる。(図表13～17)

■ 図表13 助け合い活動の利用者登録、担い手登録の数(1団体あたりの平均/単位:人)×類型別

類 型	回答数 (団体数)	利用者登録数 (A)	担い手登録数 (B)	(A-B)	担い手一人あたりの 登録者数(A/B)
全体	333	192.7	96.6	96.1	2.0
A 住民互助型	142	143.1	80.1	63.0	1.8
B 社協運営型	126	214.1	115.4	98.7	1.9
C 生協型	16	575.9	144.8	431.1	4.0
D ワーカーズコレクティブ	22	122.2	46.9	75.3	2.6
E 農協型	3	25.0	192.0	-167.0	0.1
F 行政関与型	5	421.0	227.8	193.2	1.8
G ファミリーサービスクラブ	1	133.0	54.0	79.0	2.5
H その他	18	143.8	59.7	84.1	2.4

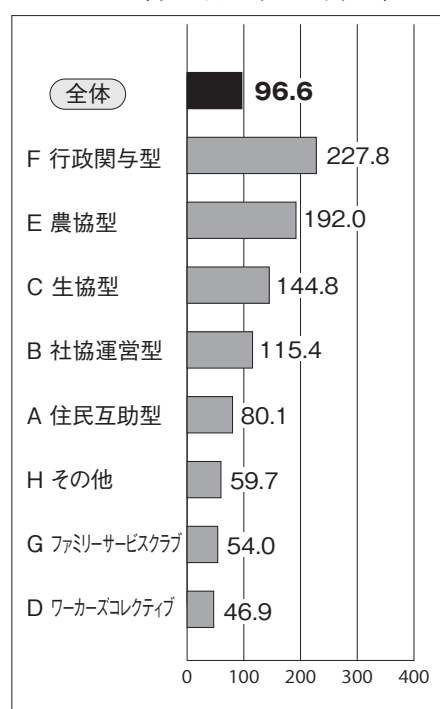
■ 図表14 利用者登録数(人)

(平均・人・上位から下位へ)



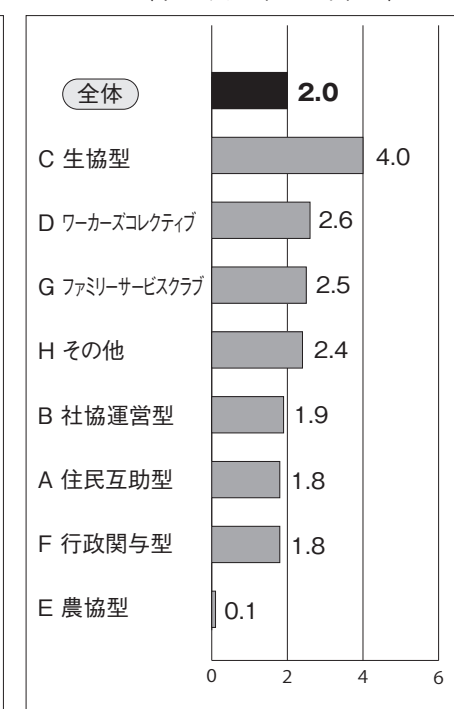
■ 図表15 担い手登録数(人)

(平均・人・上位から下位へ)



■ 図表16 担い手1人あたり数(人)

(平均・人・上位から下位へ)



■ 図表17 助け合い活動の担い手登録者の年代、性別(1団体あたりの平均)

(人)

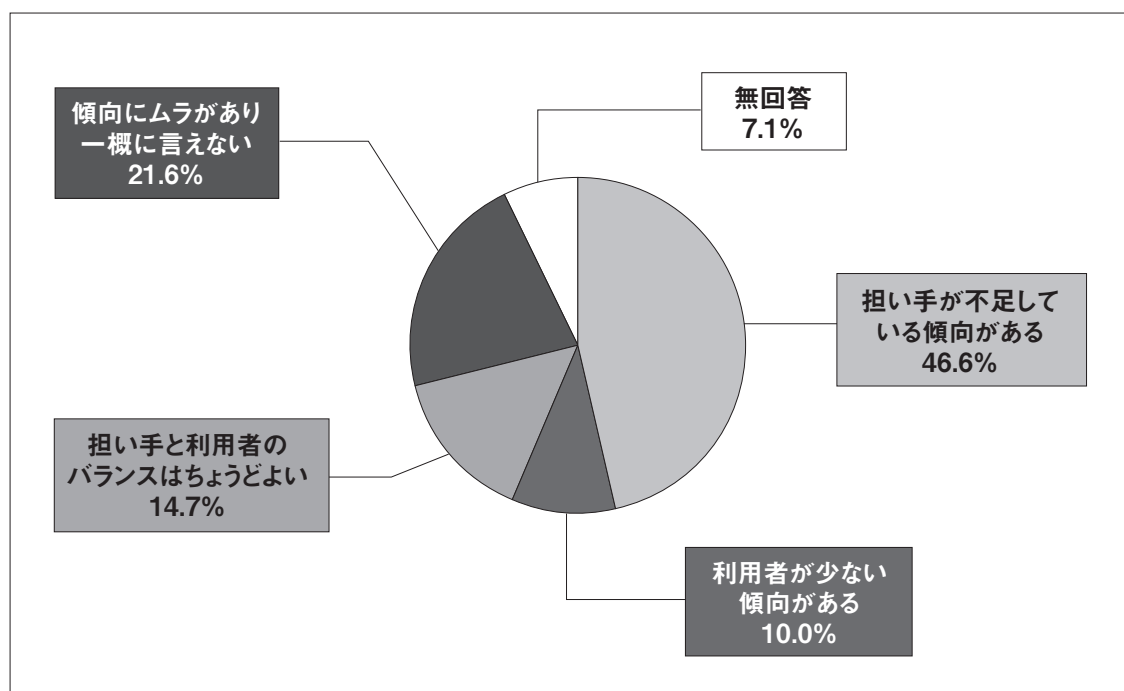
類 型	20～30代		40～50代		60代		70代以上		合計
	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	
全体	3.7	0.8	27.0	2.6	35.8	9.4	10.8	6.6	96.6
A 住民互助型	0.9	0.3	19.5	1.4	29.9	11.6	8.9	7.6	80.1
B 社協運営型	5.3	1.0	29.2	4.3	42.9	9.6	15.0	8.0	115.4
C 生協型	8.1	0.6	67.6	1.3	48.0	4.1	12.8	2.4	144.8
D ワーカーズコレクティブ	2.2	0.3	20.1	1.4	15.9	3.2	2.5	1.4	46.9
E 農協型	6.7	0.0	23.3	0.0	157.3	0.3	4.3	0.0	192.0
F 行政関与型	12.8	1.4	95.2	6.6	73.6	16.0	14.6	7.6	227.8
G ファミリーサービスクラブ	1.0	0.0	9.0	0.0	39.0	0.0	3.0	2.0	54.0
H その他	8.5	0.9	25.4	1.9	14.8	2.7	4.6	1.0	59.7

8. サービスの担い手と利用者のバランス状況(問8)

担い手と利用者とのバランスは、「担い手が不足している傾向がある」46.6%、「傾向にムラがあり一概に言えない」21.6%などとなっている。

類型別にみると、「担い手が不足している傾向」が高い団体は「C 生協型」57.2%で、「A 住民互助型」47.5%、「D ワーカーズコレクティブ」45.8%と続く。「E 農協型」「F 行政関与型」「G ファミリーサービスクラブ」は、集計数が少ないため参考値。(図表18・19)

■ 図表18 担い手と利用者のバランス



■ 図表19 担い手と利用者のバランス×類型別

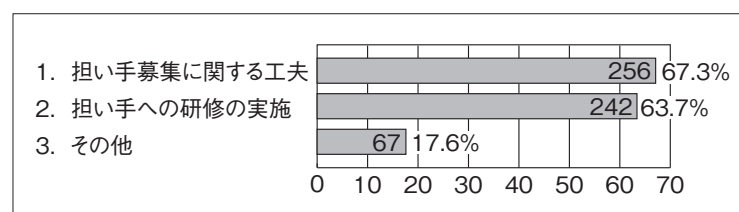
類 型	回答数 (団体数)	1. 担い手が不足している 傾向がある		2. 利用者が少ない 傾向がある		3. 担い手と利用者の バランスはちょうどよい	
全体	380	178	46.6%	38	10.0%	56	14.7%
A 住民互助型	162	77	47.5%	17	10.5%	24	14.8%
B 社協運営型	140	63	45.0%	14	10.0%	18	12.8%
C 生協型	21	12	57.2%	4	19.0%	0	0.0%
D ワーカーズコレクティブ	24	11	45.8%	2	8.3%	8	33.4%
E 農協型	6	3	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
F 行政関与型	6	3	50.0%	1	16.7%	0	0.0%
G ファミリーサービスクラブ	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
H その他	20	8	40.0%	0	0.0%	6	30.0%

類 型	4. 傾向にムラがあり 一概に言えない		無回答	
全体	82	21.6%	27	7.1%
A 住民互助型	27	16.7%	17	10.5%
B 社協運営型	39	27.9%	6	4.3%
C 生協型	4	19.0%	1	4.8%
D ワーカーズコレクティブ	3	12.5%	0	0.0%
E 農協型	2	33.3%	1	16.7%
F 行政関与型	1	16.7%	1	16.6%
G ファミリーサービスクラブ	1	100.0%	0	0.0%
H その他	5	25.0%	1	5.0%

9. 担い手の確保・育成への取り組み(問9・複数回答)

担い手の確保と育成に向けて、「担い手募集に関する工夫」をしている団体は67.1%、「担い手への研修の実施」が63.4%となっている。(図表20・21)

■ 図表20 担い手の確保・育成についての実施(複数回答)



1. 「担い手募集に関する工夫」としては、パンフレット・チラシ作成、ホームページ発信、口コミ等。
 2. 「担い手への研修の実施」としては、定例の勉強会、学習会の実施、新会員向けの研修、交流会等。
 3. 「その他」としては、他団体とのネットワーク等。
- ※詳細は、次ページ参照。

■ 図表21 担い手の確保・育成についての実施率の内訳(複数回答)

類 型	団体数	担い手募集に関する工夫		担い手への研修の実施		その他	
		団体数	実施率	団体数	実施率	団体数	実施率
A 住民互助型	162	92	56.8%	94	58.0%	33	20.4%
B 社協運営型	140	112	80.0%	94	67.1%	20	14.3%
C 生協型	21	17	81.0%	13	61.9%	2	9.5%
D ワーカーズコレクティブ	24	19	79.2%	19	79.2%	7	29.2%
E 農協型	6	2	33.3%	2	33.3%	1	16.7%
F 行政関与型	6	3	50.0%	5	83.3%	2	33.3%
G ファミリーサービスクラブ	1	1	100.0%	1	100.0%	0	0.0%
H その他	20	10	50.0%	14	70.0%	2	10.0%

1. 担い手募集に関する工夫(問9・フリー回答)

A 住民互助型

- ・パンフレットを作成し、呼び掛けている。
- ・広報紙による呼び掛け。協力会員募集の説明会。
- ・口コミで呼び掛けている。
- ・紹介、自主的もあり。
- ・会報誌で募集し、担い手養成講座を開いた。
- ・ハローワーク。
- ・いろいろな人に声を掛ける。
- ・口コミ、会員の伝手。
- ・社協の冊子、広告雑誌、地域ラジオを利用。
- ・知人を当たる。
- ・講座開講。
- ・市民へのアピール、子育て中の若いお母さんの支援。
- ・ミニコミ誌、既会員のネットワーク。
- ・ホームページ、会報誌発行、公民館などに掲示。
- ・ホームページ、市の仕事ネット。
- ・さまざまな養成講座。
- ・知人などに話している。
- ・県内のボランティアボード等で周知。
- ・口コミ、友人を誘う。
- ・福祉団体へ募集。
- ・チラシ、新聞広告。
- ・会報の発行。
- ・ハローワーク、紹介など。
- ・地域の全戸にPRとアンケート調査。
- ・市報で公募。
- ・参加を前提にした研修会を実施。
- ・ホームページ。
- ・イベントの際にPR。
- ・募集広告、タウンページ等。
- ・口コミ。
- ・知り合い、友人関係に頼っている。
- ・ホームページ、会報。
- ・時間預託制度の導入、PRチラシを社協等に配布。
- ・会員同士の口コミ、ハローワーク。
- ・職安に募集、市広報誌に募集広告。
- ・チラシを作成して配布。
- ・広報紙での募集、交流会の参加者への呼び掛け。
- ・広報紙での募集。
- ・ヘルパー募集のチラシをつくり、自治会などにアピール。
- ・担い手から近隣住民への口コミ。
- ・活動内容PR、口コミ。
- ・町の広報、会のニュースで募集。
- ・新聞折り込み、チラシ配布。
- ・新聞折り込み広告。
- ・ボランティア研修の折ほか。
- ・広報に載せる、チラシを配る、ポスターを貼る。
- ・訪問介護員養成講座を開講。

- ・協力員の友人を紹介してもらう。
- ・広報、インターネット、チラシにて募集。
- ・現在の担い手が、友人・知人を誘い合っている。
- ・ホームページ、機関紙。
- ・チラシ、ホームページ、県・市社協の情報サイト利用。
- ・チラシ配布等。
- ・生協のチラシ、ホームページを使用して募集。
- ・福祉事業所登録。
- ・毎年更新。
- ・各地区でパンフレットを作成し、PRしている。
- ・運営委員の人脈による。
- ・NPOのPR活動に積極的に参加。
- ・他機関との連絡を密にし、人材を紹介してもらう。
- ・口コミ。
- ・チラシに載せる、紹介者へ依頼する。
- ・地域のさまざまなネットワークを生かしてPRしている。
- ・広報紙配布、チラシ配布、コミュニティFMラジオ放送。
- ・会員から直接声を掛けて参加を促す。
- ・会員による口コミ、社協広報紙への紹介。
- ・中間支援団体と一緒に養成講座を開催。
- ・ヘルパー2級養成講座修了者から協力会員への登録を積極的に呼び掛けている。
- ・質を落とさないため、口コミで募集。
- ・ホームページへの掲載、会員からの紹介。
- ・ホームページの充実、新入会員からの口コミのお願い。
- ・チラシをつくって、あちこちに声を掛ける。
- ・常に口コミで募集している。
- ・ハローワークを通じ、人間性、社会性を重視。
- ・パンフレット配布。
- ・高齢協の会員ニュースに募集記事を載せる。
- ・社協の催しでPR。
- ・担い手同士のネットワークをつくり、募集活動を担い手自身が行う。
- ・口コミ。
- ・会報の町内回覧、各町内の広報誌への掲載。
- ・社協等にボランティア募集を掲載依頼、ハローワークへも募集依頼。
- ・地区懇を開催して、会員になりそうな人を発掘する。
- ・社協事業参加者及びボランティア登録者に個別に声掛け。
- ・主に会員による口コミでの勧誘。
- ・親団体の広報誌で募集、他団体の集いや講演会場で募集チラシ配布。
- ・新聞等での求人募集。
- ・チラシ作成・配布、ファミリーサポートセンター養成講座で共催。
- ・NPOネットワークへ常に声掛け、口コミ。

B 社協運営型

- ・広報誌、口コミにて募集。

- ・地域の会合及び社協だより掲載による啓発。
- ・社協だよりにて募集。
- ・地域ごとに説明会会場を設けている。
- ・チラシ配布、事業説明会の実施。
- ・広報、チラシ。
- ・社協だよりに掲載、チラシ配布。
- ・年1回養成講座を開催。
- ・広報への掲載、研修会等でチラシ配布。
- ・年3回発行の社協広報紙に掲載(全戸配布)。
- ・広報紙及びチラシ。
- ・随時募集、広報活動。
- ・平成23年度から利用料増額。
- ・広報啓発活動(広報紙、各自治会組織)。
- ・町内の催し物の際にPR、募集、個人的に当たる。
- ・スーパー等でのポスター掲示、地区社協との協働(試行)。
- ・区内掲示板利用、協力会員募集DVD作成。
- ・社協広報紙に掲載。
- ・社協広報紙に募集記事を掲載。
- ・支部で定例会(月に1度)
- ・ホームページ及び会合等で事業の紹介をしている。
- ・市報、社協だよりに掲載。
- ・広報紙、ホームページへの掲載。
- ・年2回、養成講座を開催している(センター便り、社協広報紙、市広報紙に掲載し募集)。
- ・地域にて説明、口コミ情報、広報。
- ・広報紙に募集記事を掲載。
- ・随時入会説明会、公開講座。
- ・区報への掲載、町会・自治会へポスター・チラシ送付、ホームページ。
- ・直接お願いし、そのまま会員へ。
- ・広報紙、チラシ、ポスター。
- ・社協広報、地域通信への掲載。
- ・社協だより、ホームページで募集。
- ・広報紙等への掲載。
- ・市社協広報、地区社協を通じて等。
- ・社協だよりで定期的に募集する。
- ・広報や社協紙に掲載。
- ・関係団体等の会合・集いにて広報啓発を行う。
- ・広報紙などで募集。
- ・市の広報紙に折り込みチラシを全戸配布。
- ・住民座談会の開催での募集等、事業説明。
- ・社協だよりで募集、チラシ作成・配布。
- ・地域のサロンや地区社協で募集、市社協だよりで募集。
- ・広報やホームページを使って、地域住民へ広く周知。
- ・広報紙。
- ・養成講座実施の際、ポスターを地区の掲示板・公民館に掲示、各ボランティア団体へ周知。
- ・広報紙、口コミによる募集。
- ・入会説明会を定期的に実施、募集記事を市報へも掲載。
- ・市広報(社協だより)にて会員募集を行っている。
- ・随時、入会説明会を行っている。
- ・広報の記事として掲載。
- ・社協広報紙に記事載せて募集。
- ・広報誌や社協だよりで募集記事を掲載。
- ・広報紙での募集。
- ・社協だよりに掲載。
- ・自治体広報紙に掲載、コミュニティバスに吊りチラシ。
- ・週1回1時間からでも可能。
- ・養成講座を実施、修了者を勧誘。
- ・随時、入会説明会を行っている。
- ・一般区民に向けた研修を開催し、当事者についてのPRを行う。
- ・会員の口コミ、ポスター掲示、広報掲載。
- ・市広報、社協だより等の誌面での募集、担い手養成講座の開催。
- ・ケーブルテレビ、広報誌に掲載。
- ・社協だよりに掲載。
- ・年1回、市の広報誌と一緒に案内を配布。
- ・親団体の広報紙で定期的に募集記事を掲載。
- ・担い手講座、公開講座の開催。
- ・広報誌、ホームページなどへの掲載。
- ・これまでの経験を地域に活かしてほしい等。
- ・社協広報誌に掲載。
- ・会員から直接声を掛けて参加を促す。
- ・広報誌に掲載し、地域に配布。
- ・広報誌で啓発。
- ・毎月1回の協力会員募集説明会の開催、広報・新聞折り込みによる全戸周知。
- ・ホームページ、ポスター。
- ・広報紙の発行、啓発イベントの開催等。
- ・出前事業説明会の実施。
- ・市の広報紙を利用し会員募集。
- ・ホームページ掲載、社協だよりで年1回掲載、ポスター掲示。
- ・社協だよりで年4回全戸配布、募集チラシの作成・配布、ホームページ掲載。
- ・広報誌、ホームページで随時募集、民児協の定例会で募集案内。
- ・協力員登録説明会を開催、チラシのポスティング等。
- ・市社協の会報誌、市報等に掲載、ケーブルテレビのインフォメーション。
- ・担い手の少ない地区を限定した説明会を開催。
- ・市広報紙や社協広報誌への提供会員(担い手)募集記事の掲載。
- ・市広報紙、社協広報誌への掲載。
- ・全戸配布の本会広報誌に掲載。
- ・地区別の会員登録説明会、区内の銭湯に利用会員募集のポスターを掲示。
- ・広報紙発行、民生児童委員等各種会議等で説明・呼び掛け。
- ・市の広報で募集または口コミ。

- ・社協だよりに掲載。
- ・チラシでPR。
- ・社協だよりへ募集記事掲載、研修会の開催。
- ・区内関係施設等へのポスター掲示。
- ・「社協だより」や地域の会議等でPRする、現会員からの紹介。
- ・市内。
- ・町の広報紙と社協だよりに掲載。
- ・広報紙へ特集を組み、広報した。
- ・社協だよりにて、定期的に記事を掲載して募集。
- ・広報誌、ホームページ、チラシ。
- ・社協だよりの他、ボランティア講座受講生へPR。
- ・社協広報誌への記事掲載。
- ・区報に募集掲載、公立施設に募集チラシを設置。

C 生協型

- ・イベント時にチラシ配布、DVD 放映。
- ・組合員へのチラシ配布。
- ・生協が発行する機関誌や利用請求書へのお知らせ掲載。
- ・組合員向け広報紙にて募集。
- ・生協組合員対象にチラシ配布、生協機関紙に募集を掲載。
- ・生協組合員へ紹介チラシ配布し、会員募集。生協機関紙にて、活動報告をしながら会員募集。
- ・チラシ配布。
- ・個人的にそれぞれ声掛けしている。
- ・広報活動強化、募集チラシ配布等。
- ・広報誌(市・当会)への掲載。
- ・各地区で組合員・活動会員に呼び掛けている、機関紙。
- ・地域の会員交流会を地域の皆さんに案内するなど。
- ・年に3、4回のニュースで募集。
- ・骨盤体操講座を開き、呼び掛け。
- ・組合員にチラシ配布。
- ・ニュースの発行、募集のポスター掲示。

D ワーカーズコレクティブ

- ・「お仲間増やしキャンペーン」と称して、ヘルパー各自が知り合いをゲットできた場合、5,000円を支払う。
- ・会員の友人・知人。
- ・関連機関へ募集案内を載せる。
- ・年2回のチラシ配布、会員からの呼び掛け。
- ・メンバーの紹介。
- ・口コミ、地域へのチラシ配布。
- ・チラシを入れる。
- ・ハローワーク等を通じてリクルート。
- ・チラシを公共施設に設置、関係団体へ募集配布。
- ・口コミ活動、チラシまき。
- ・働く仲間募集チラシを関係団体に7万部入れる。
- ・公的なサービスとリンクさせて働く意欲をもっていた。

- ・チラシ配布。
- ・生協の店舗で募集のチラシを配布。
- ・ヘルパー資格取得の研修生への声掛け。
- ・チラシ配布、知人への声掛け。
- ・地域にチラシを配布、説明会の開催、ワーカーからの声掛け。
- ・チラシまき、新聞折り込み等。
- ・チラシまき、タウン誌等への掲載。

E 農協型

- ・広報で毎月募集。
- ・地域への活動をPR。

F 行政関与型

- ・ポスター、チラシ。
- ・市役所市民課でのパンフレット配布、社協からの紹介。
- ・市の広報誌に募集内容を毎月掲載。

G ファミリーサービスクラブ

- ・市の広報及びチラシ配布。

I その他

- ・口コミでの募集。
- ・友人、知人に頼む。
- ・関係機関での広報、社協だよりに掲載。
- ・地域における信頼度と資質を考慮。
- ・当財団の会報に募集を掲載。
- ・広報掲載等、活動の強化。
- ・折り込みチラシ。
- ・イベント等やバザーの際に宣伝。
- ・介護保険、自立支援と同時に随時募集。

2.担い手への研修の実施(問9・フリー回答)

A 住民互助型

- ・福祉に関する学習会や勉強会の実施。
- ・隔月に活動会員の研修会、交流会、事例交流等。
- ・新入協力会員への新人研修、一般会員向けの研修を実施。
- ・現場の担当者に付いて指導を受ける。
- ・毎月1回の勉強会
- ・内部、外部の研修。
- ・まず手伝ってもらう。
- ・月1回のミーティング。
- ・情報提供、フォローアップ。
- ・1週間の研修計画を立て、実施。
- ・衛生研修、傾聴講座等。
- ・初任、現任研修(毎月1回)、資格取得支援。
- ・新人研修、年複数回の全体研修。

- ・月1回の研修会で資質向上に努めている。
- ・社協の研修に参加。
- ・一般公開講座の案内、法人研修への案内。
- ・年間計画に沿って社内外の研修を実施。
- ・定例会(月1回)の時に研修を実施。
- ・年10回の研修会を実施。
- ・各種講演会等に積極的参加。
- ・新会員に対しての研修会。
- ・外部研修へ参加するように声掛け。
- ・ホームヘルパー春・秋研修、誰でも参加できる研修会。
- ・定例会時に高齢者への理解を深める研修。
- ・団体内の研修のほか、外部の研修も紹介。
- ・運転手の研修。
- ・同行訪問。
- ・サポート養成講座。
- ・月1回のスタッフ研修会を行い、全員でケースワーク。
- ・2か月に1度、実践的な研修。
- ・ボランティア意識を起こさせる啓発研修を年2、3回実施。コーディネーター養成講座を定期的に実施。
- ・隔月の定例会後の研修。
- ・研修会(他団体見学等)、調理講習会、認知症の講習会、傾聴の講習会等の開催。
- ・献立等の見直しのため、月に1度、調理師を含めた会を開催。
- ・交流会、認知症学習会、他団体の学習会への参加。
- ・交流会、車椅子講習会。
- ・ホームヘルプサービス連絡会を組織し、研修の機会をつくる。
- ・社協主催のフォーラム、研修交流会へ積極的に参加。
- ・定期的な研修を実施。
- ・移送サービスの講習会への参加。
- ・研修会、交流会。
- ・月1回、団体内研修。
- ・図書の回覧、外部・内部の研修会開催。
- ・外部講師を呼んで研修。
- ・毎月1回の全体研修会。
- ・基本研修に加え、年間3回くらい実施。
- ・ヘルパー2級養成講座を開催。
- ・定例会研修(月1回)
- ・月例会でのケアカンファレンス等。
- ・施設見学、講演会、講習会等の開催。
- ・スキルアップのための学習会実施。傾聴、病気(認知症、糖尿病)、調理実習など。
- ・外部研修への参加。
- ・年2回の交流会、研修会を実施。
- ・料理講習会、ヨガ・指圧などの健康教室、介護施設の見学。
- ・月1回の運営委員会で、現状の把握と対応検討。
- ・介護施設の視察研修の実施。
- ・ボランティア研修の実施。
- ・調理指導(月4回)、ボランティア研修(年2回)。

- ・月1回実施。
- ・自主的な研修会を励行している。
- ・新会員基礎研修会、全員研修会(年5回)実施。
- ・毎年1回、人材育成のための講座を実施。
- ・毎月1回の定例会。
- ・毎月1回の現任者研修を実施し、介護技術向上に努めている。
- ・月に1度は実施。
- ・食中毒予防の研修。
- ・毎月の会員の定例会を利用して、40分～50分の研修を行っている。
- ・入会時研修3日、基本研修4種、介護技術研修5回等。
- ・随時、ヘルパー交流会、年1回の研修。
- ・月1回の定例会で、テーマを決めて学習。
- ・月1回の定例会で報告、スキルアップを図る。
- ・サポーター養成講座、サポーター研修。
- ・OJTの実施。
- ・内部研修を介護保険サービスと一緒に月1回。
- ・ヘルパー内部教育(月1回)、外部教育(年3回)、安全運転教育(年1回)。
- ・利用者の障害について理解する視点を常に盛り込む。
- ・食品衛生講習。
- ・講習会、研修会、視察等、年に数回実施。
- ・毎月、定例会(研修会を兼ね)。
- ・施設での研修及び調理実習等。
- ・情報による研修への参加、年間計画による実施。
- ・県社協のお示しになる企画に準拠している。
- ・年1回、施設見学会等の研修会。
- ・登録時に説明会、年4回担い手の交流研修会、赤い羽根共同募金の助成金で「傾聴」講座(担い手以外も参加)、日本生協連で学習会(担い手以外も参加)。
- ・毎月1回、講師を招いて研修会を開催。
- ・各種スキルアップ講座、介護教室の案内・派遣
- ・初回訪問に同行、本人が希望の場合は、何度も同行指導する。
- ・月1回の定例的研修会の開催。

B 社協運営型

- ・講師を依頼し、協力員への講演会を開催。
- ・新人研修(初回)、協力員現任研修(年3回)
- ・調理研修。
- ・事業説明会と同日に実施。
- ・救急法講習、ありあわせで作る料理教室(年2回)。
- ・年に3回ほど講師の方を招いて実施。
- ・登録者研修、実務者研修を実施。
- ・定期的にはしないで、必要に応じて。
- ・年5回(講演会、料理教室、手芸教室、交流会など)。
- ・住民参加型在宅福祉サービスの理解、会員間の意見交換、交流を目的に実施。
- ・年2回(7月、2月に保育サービス講演会)実施。
- ・介護技術講習(車椅子、装具等)、施設研修、料理講習

- ・会、認知症について講演。
- ・ボランティア講座。
- ・剪定講習会。
- ・登録時研修、地域の支え合い活動実践者研修。
- ・個別に車椅子操作等研修、系列介護事業のヘルパーと合同で研修を実施。
- ・事業の趣旨説明と心構えなどの研修。
- ・後援部長会、コーディネーター研修会等を実施。
- ・事例研究による研修。
- ・年4回、応急手当講習会、移送サービス交通安全講習会他。
- ・年2回の研修会及び入門研修会の実施。
- ・フォローアップ講習会や交流会の開催。
- ・年に1回、研修会を実施。
- ・全体研修(基礎)、月例会。
- ・活動前に2時間の研修。
- ・年4回の研修会、年2回の交流会。
- ・年1回の全体研修、年数回の地域研修。
- ・年1回開催、災害時高齢者生活支援講座、調理など2時間くらい。
- ・年2回程度の研修会を実施。
- ・研修会を開催予定。
- ・事業概要説明、高齢者の心身の特徴と理解、対応について。
- ・福祉、医療に関する講座、料理教室。
- ・保育サポーター養成講座を実施(3日間)。
- ・地域福祉ネットワーク協力員研修会(年1回)
- ・年1回以上5講座以上の研修を実施、「傾聴」中心。
- ・料理講習、見学、定例会、講演会。
- ・年2回の研修会を実施。
- ・年間4回の研修を実施、テーマは随時設定。
- ・介護施設等への視察、車椅子、手話の研修を実施。
- ・認知症の研修、掃除研修など。
- ・調理、介護実技、利用者理解、日帰りバス研修。
- ・新任研修を年2回、現任研修を年6回、調理実習を年2回開催。
- ・活動開始前に2時間の研修。
- ・市内の高齢者の実態や介護保険の現状を説明し、住民がかかわる活動の必要性・重要性を伝える。
- ・ファミリーケアサービス協力会員初期研修会の実施。
- ・年4回の研修会。
- ・入会時に各種(掃除、調理等)。
- ・不定期の茶話会での情報交換等。
- ・年4回程度、講演会、交流会、施設見学など実施。
- ・年1、2回、応急手当、本の読み聞かせ、おもちゃ・おやつ作りなど。
- ・協力会員研修会の開催。
- ・年に1回、研修会を開催。
- ・対人援助研修、救急法研修。
- ・年1回以上、必要とされる技術向上を目的に実施。
- ・研修交流会の開催(年3回程度)。

- ・普通救命講習、車椅子の取扱など。
- ・車椅子介助、傾聴、調理等。
- ・認知症サポーター養成講座、調理実習、施設研修。
- ・入門講座の実施。
- ・調理講習会等。
- ・登録時に簡易研修を実施。
- ・介護、医療、食事づくりを中心に研修を開催。
- ・サポーター研修。
- ・養成研修、ステップアップ研修。
- ・連絡会、勉強会、講習会等の開催。
- ・感染症について、高齢者向けの献立。
- ・さまざまな内容の研修会の開催。
- ・登録時に事業説明会をしている。
- ・歩行介助講習、車椅子介助講習。
- ・定期的な研修会の実施を検討中。
- ・育児支援、高齢者支援と分けて研修、子育てサポートセンターと連携を取りながら、子育てサポートセンターの研修。
- ・普通救命講習、調理実習、高齢者のうつについて。
- ・講習会(年2回)、フォローアップ講習会の実施(年1、2回)。
- ・年2、3回実施。
- ・年2回、利用会員の傾向に合わせて研修を実施。
- ・年2回の研修会。
- ・講演会や介護体験。
- ・年2、3回、関係項目の研修会の実施。
- ・新入会協力会員は、ベテランの方とチームを組み、活動してもらう。年1回程度、協力会員研修会を開催。
- ・今後の取り組みについて。
- ・年2回の研修・交流会を開催している。
- ・毎月、定例会を実施し、資質の向上に努めている。
- ・年に3回、12時間の講習会を実施。
- ・地区ごとに研修会を定期的に実施。
- ・年1回、協力員向けの実態に即した研修の実施。
- ・入門講座を年6回、実技含め専門講座を年6回。

C 生協型

- ・活動会員説明会。
- ・新入会員研修、地域ごとの集いの実施。
- ・学習会、料理実習等の実施。
- ・ステップアップ講座として年3回程度実施。
- ・高齢者生協連合会の実施する研修会に参加及び伝達。
- ・寸劇や紙芝居などで初級研修、認知症などの研修。
- ・研修会、学習会の実施。
- ・年に3回開催(最低1回は参加するように)。
- ・救急救命講座。
- ・テーマを決めて実施。
- ・認知症サポーター養成講座、心の病について。

D ワーカーズコレクティブ

- ・月に1回、定例会を開催、研修を組み込んでいる。

- ・月1回、テーマを決めて実施。
- ・毎月の定例会の中での研修の他、外部の研修への参加。
- ・若葉研修(入会1年未満)、青葉研修、月1回の定例会。
- ・内部、外部(実技)、ミニ研修。
- ・それぞれの部門で、マン・ツー・マンで研修(1か月～3か月)。
- ・月1回の定例会時に、研修等を実施。
- ・定例会時に学習会、ケア同行研修。
- ・外部研修などへの参加。
- ・月1回の定例会後に、テーマを決めて研修。
- ・内部研修、外部研修の受講。
- ・年4回の自前の研修、外部研修への参加。
- ・コーディネーター養成講座、スキルアップ講座、まちの相談パートナー養成講座、組織運営研修等を実施。
- ・定期的な実技や講座の内部研修。外部研修への参加は交通費を支給。
- ・仕事の内容によってチームに分け、チームごとにビデオを見たり、実地研修などを行う。
- ・新人研修、ケア研修、内部研修。
- ・3日間の基本研修(会のこと、オリエンテーション、デイサービス、家庭ケア研修)、デイ希望者には更に基礎研修4日間。
- ・介護保険関連の研修を受講。
- ・定期的に月1回実施。

E 農協型

- ・2級ヘルパー研修。
- ・年に1度、外部講師を依頼して研修実施。

F 行政関与型

- ・養成講座、ステップアップ講座。
- ・初任者研修の他、年4回の交流会を実施。
- ・年3回実施。
- ・初任者研修、勉強会、ヘルパー研修。
- ・登録時に毎回実施のほか、年に数回実施。

G ファミリーサービスクラブ

- ・子育て研修会(年1回、5日間)

I その他

- ・各部署での活動に合わせて、随時研修。
- ・必ず実施。
- ・外部研修会への参加。
- ・協力会員基礎研修の実施。
- ・毎月、研修会を開催。
- ・新人研修を1か月間実施。
- ・外部、内部研修の実施、認知症対応。
- ・年1回、ヘルパー会議を実施。
- ・介護講座の実施。
- ・養成講座の開催(夏・冬、年2回)。
- ・丁寧な研修体制。

- ・毎月の定例会時に、会員に研修や情報の共有を実施。
- ・認知症サポーター養成講座等。
- ・コーディネーターが研修。

3. その他(問9・フリー回答)

A 住民互助型

- ・組合員やパートの集まりで呼び掛けている。
- ・ケアプラザとの共催による研修の実施。
- ・口コミ。
- ・食生活改善推進員連絡協議会に配食活動を説明。
- ・ボランティア養成講座。
- ・職業観の教育、働いて賃金を得ることの意義と教育。
- ・他団体とのネットワーク。
- ・上級研修、外部研修、勤務シフトの変更など。
- ・利用者の安全のため、担い手の厳選。
- ・送迎ボランティアが不足しているので、個別に声掛け。
- ・専門職能の学生の実演の場(大学、専門学校)などのオープン講演活動。
- ・ヘルパー受講料の負担軽減。
- ・後継者を探す。
- ・外部の研修に積極参加。
- ・料理教室などの交流、たまり場的な機会をつくり、得意なことを応援に結びつける。
- ・各活動を通じて、参加者へのお誘い。
- ・イベントでのPR、パンフレットの配布。
- ・交流会で体験を話し合う。
- ・ミニデイサービスのボランティアの中から勧誘。
- ・法人内自主研修。
- ・食生活改善推進委員協議会の協力を得て、会員の中から人選している。
- ・継続的な呼び掛け、広報。
- ・授業者のスキルを登録後、用途別に活用。
- ・他団体とネットワークを組み、養成講座を開講、担い手の共有。
- ・同行訪問、ケアカンファレンスの充実。
- ・利用者と直接かかわるイベント等の開催。
- ・ハローワークに依頼。
- ・家事支援、配食サービスのPR。

B 社協運営型

- ・社協訪問介護事務所のヘルパー研修に自主参加。
- ・交流会を実施。
- ・連絡会、交流会。
- ・会員同士の交流の場として、定例会・活動だよりの作成配布。
- ・レクリエーション研修など。
- ・忘年会・年度末交流会を実施し、担い手の横のつながりを図っている。

- ・会員同士の交流の場として、定例会や茶の間の開設。
- ・総会にて、栄養士による衛生管理の講習を実施。
- ・年1回の交流会を開催。
- ・社協だよりへ会員募集について掲載。
- ・レクリエーションを取り入れた交流会、日帰り旅行等。
- ・継続的な呼び掛け、広報。
- ・会員同士の交流を目的とした交流会の開催。
- ・協力会員の集まりをもち、協力会員の横のつながりをもつようにする。

C 生協型

- ・2か月に1回は交流会を開催。
- ・活動者の交流。

D ワーカーズコレクティブ

- ・毎月1回の会員参加の定例会にて事例研修。
- ・定例会でのミニ学習会。
- ・各基幹会議にて、組織運営や危機管理・事例等を共有。

- ・講演会を開催。
- ・平成23年度で検討予定。
- ・外部研修にも積極的に参加を声掛け。

E 農協型

- ・訪問ヘルパーに協力要請を行い、要望に応える。

F 行政関与型

- ・会員交流会の中での呼び掛け。

G ファミリーサービスクラブ

(なし)

I その他

- ・入会後のフォローを大切にしている。

10. サービスの種類と実施形態(問10)

実施しているサービスの種類は、「家事援助」83.2%、「外出援助」73.4%、「話し相手」68.7%が上位3項目。次いで、「介護」56.6%、「相談・助言」42.6%が続いている。(図表22～25)

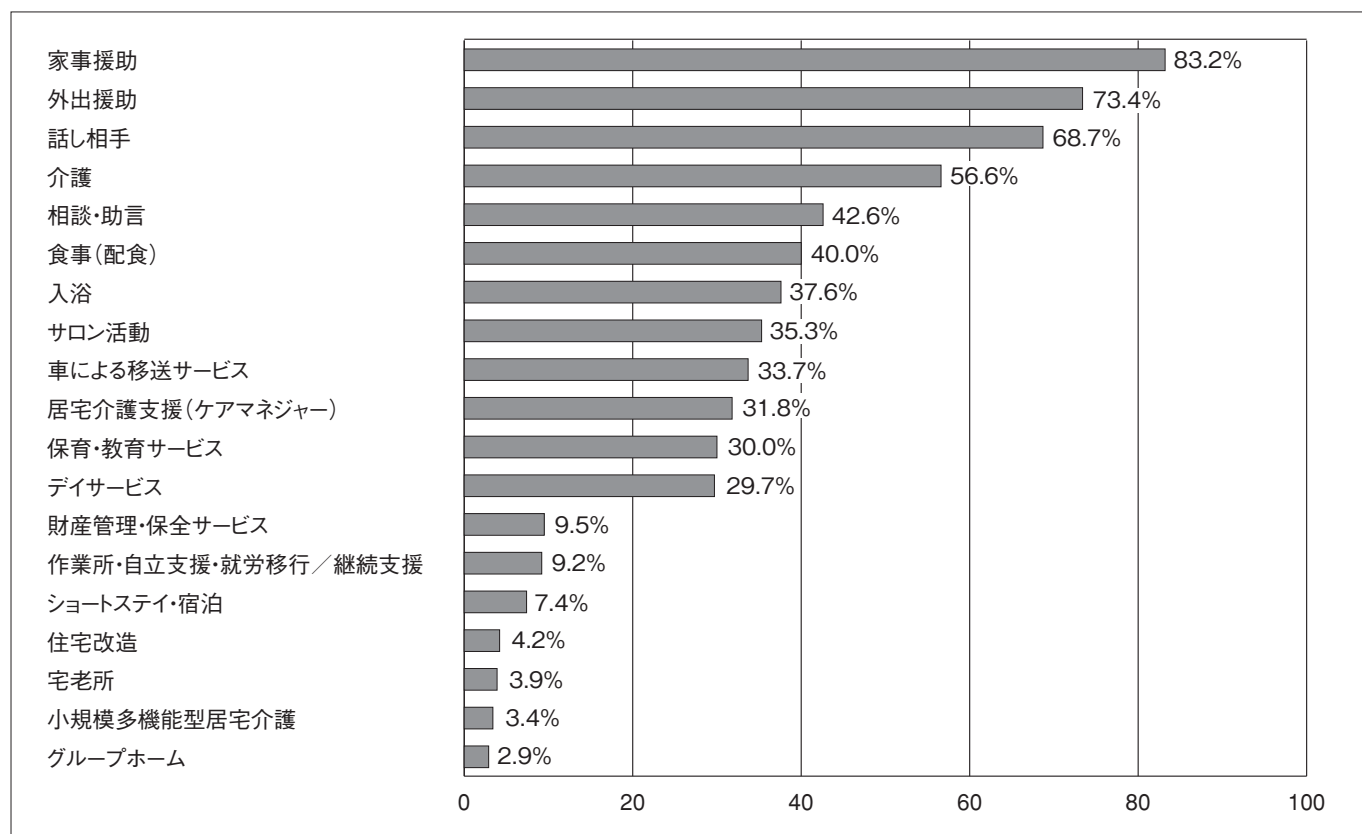
■ 図表22 サービスの種類と実施形態(複数回答)

※集計の対象は380施設。

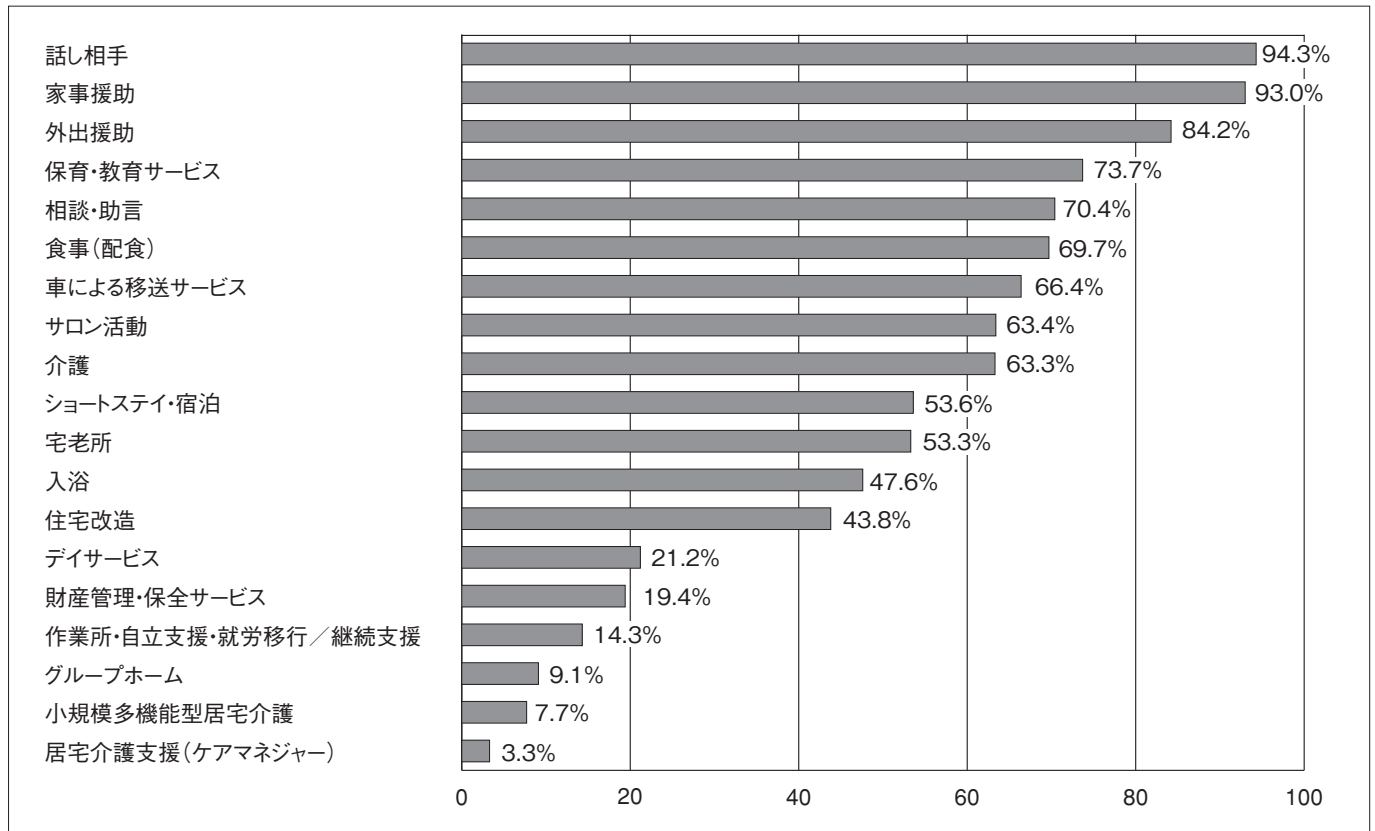
サービスの種類	実施状況		実施形態の内訳(複数回答)			
	団体数	実施率	助け合い活動		介護保険制度	
1. 家事援助	316	83.2%	294	93.0%	146	46.2%
2. 介護	215	56.6%	136	63.3%	157	73.0%
3. 入浴	143	37.6%	68	47.6%	84	58.7%
4. 食事(配食)	152	40.0%	106	69.7%	33	21.7%
5. 外出援助	279	73.4%	235	84.2%	80	28.7%
6. 車による移送サービス	128	33.7%	85	66.4%	21	16.4%
7. デイサービス	113	29.7%	24	21.2%	94	83.2%
8. 宅老所	15	3.9%	8	53.3%	7	46.7%
9. 作業所・自立支援・就労移行／継続支援	35	9.2%	5	14.3%	0	0.0%
10. ショートステイ・宿泊	28	7.4%	15	53.6%	8	28.6%
11. グループホーム	11	2.9%	1	9.1%	8	72.7%
12. 住宅改造	16	4.2%	7	43.8%	10	62.5%
13. 相談・助言	162	42.6%	114	70.4%	52	32.1%
14. 話し相手	261	68.7%	246	94.3%	0	0.0%
15. サロン活動	134	35.3%	85	63.4%	0	0.0%
16. 保育・教育サービス	114	30.0%	84	73.7%	0	0.0%
17. 財産管理・保全サービス	36	9.5%	7	19.4%	0	0.0%
18. 小規模多機能型居宅介護	13	3.4%	1	7.7%	12	92.3%
19. 居宅介護支援(ケアマネジャー)	121	31.8%	4	3.3%	120	99.2%

サービスの種類	実施形態の内訳(複数回答)					
	障害福祉サービス		行政からの委託		その他	
1. 家事援助	108	34.2%	59	18.7%	13	4.1%
2. 介護	97	45.1%	16	7.4%	5	2.3%
3. 入浴	61	42.7%	9	6.3%	4	2.8%
4. 食事(配食)	24	15.8%	38	25.0%	14	9.2%
5. 外出援助	85	30.5%	25	9.0%	9	3.2%
6. 車による移送サービス	21	16.4%	22	17.2%	22	17.2%
7. デイサービス	16	14.2%	21	18.6%	5	4.4%
8. 宅老所	0	0.0%	0	0.0%	1	6.7%
9. 作業所・自立支援・就労移行／継続支援	16	45.7%	11	31.4%	2	5.7%
10. ショートステイ・宿泊	3	10.7%	1	3.6%	5	17.9%
11. グループホーム	3	27.3%	1	9.1%	0	0.0%
12. 住宅改造	1	6.3%	0	0.0%	1	6.3%
13. 相談・助言	42	25.9%	20	12.3%	32	19.8%
14. 話し相手	0	0.0%	9	3.4%	15	5.7%
15. サロン活動	0	0.0%	19	14.2%	41	30.6%
16. 保育・教育サービス	0	0.0%	37	32.5%	6	5.3%
17. 財産管理・保全サービス	0	0.0%	6	16.7%	23	63.9%
18. 小規模多機能型居宅介護	0	0.0%	1	7.7%	0	0.0%
19. 居宅介護支援(ケアマネジャー)	0	0.0%	7	5.8%	1	0.8%

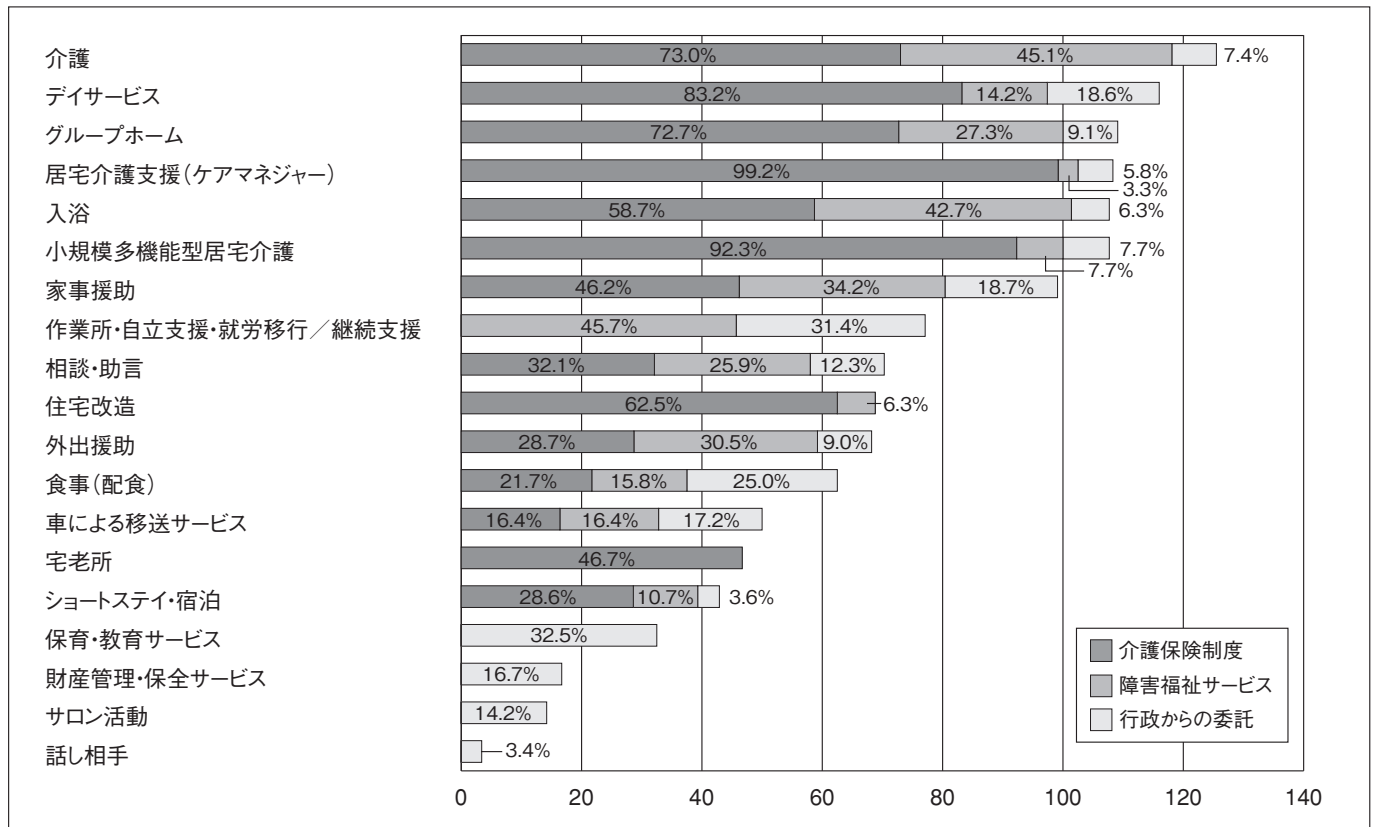
■ 図表23 サービスの種類(複数回答)



■ 図表24 助け合いで実施しているサービスの種類(複数回答)



■ 図表25 介護保険制度、障害福祉サービス、行政からの委託で実施しているサービスの種類(複数回答)



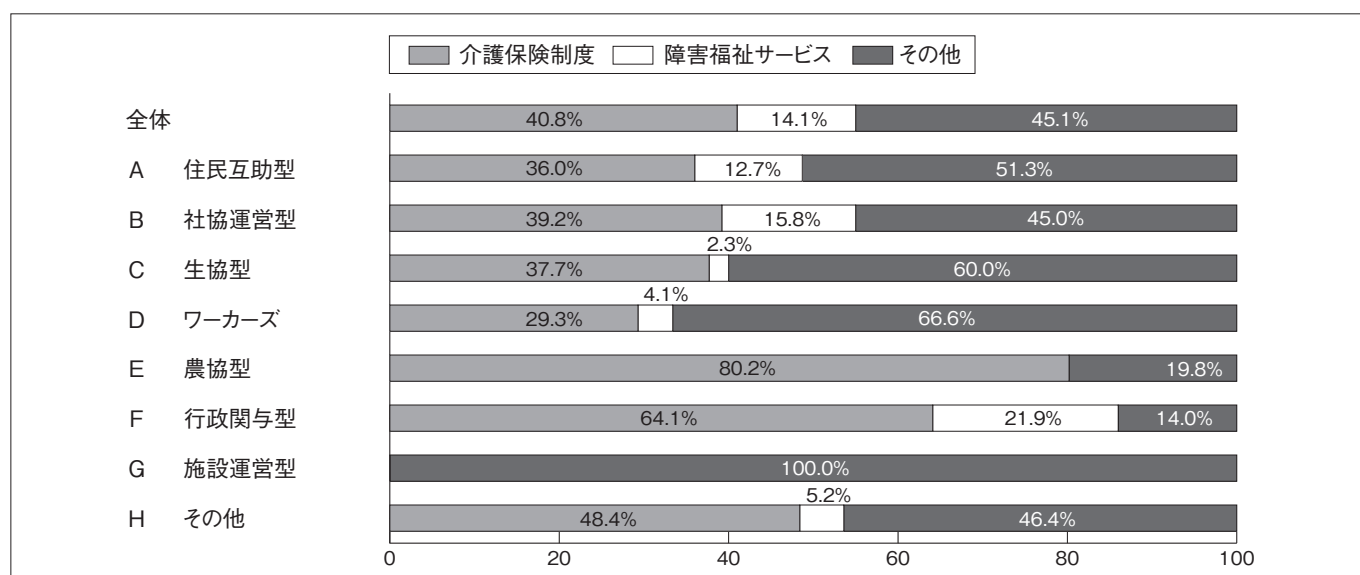
11. ホームヘルプサービス利用者の該当制度の内訳(問11)

ホームヘルプサービス利用者の制度別の内訳は、サービス利用者では、「介護保険」40.8%、「障害福祉サービス」14.1%、「その他(助け合い等)」45.1%である。同様に、活動時間では、「介護保険」48.2%、「障害福祉サービス」13.9%、「その他」37.9%の割合となっている。

類型別にみると、サービス利用者の内訳で「介護保険」の割合が最も多いのは「E 農協型」である。(図表26・表&グラフ)

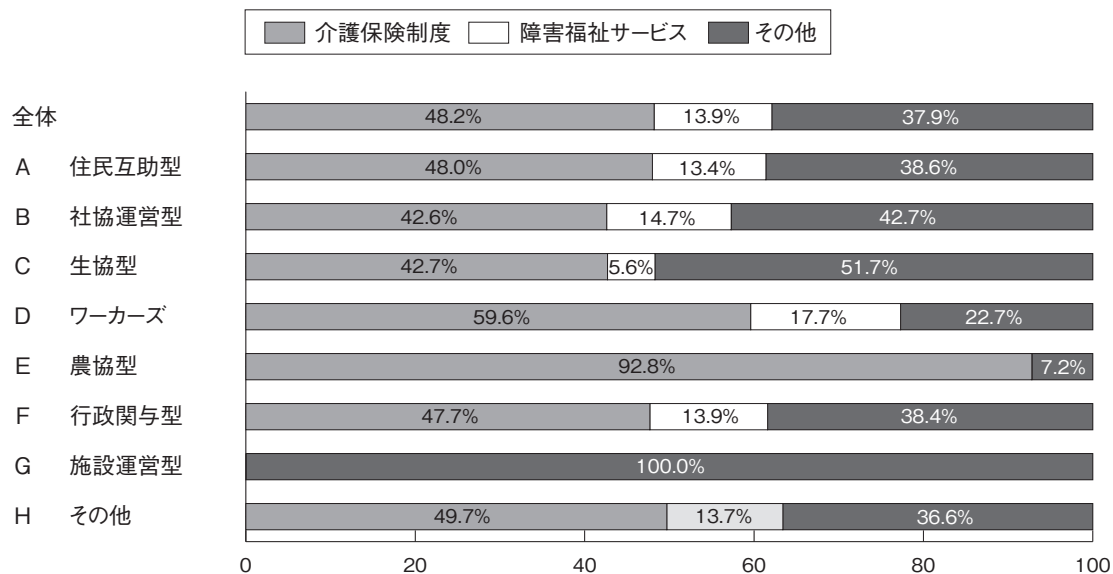
■ 図表26 ホームヘルプサービス利用者の内訳

類 型	サービス利用者(1団体あたりの平均人数及び割合)					
	介護保険制度		障害福祉サービス		その他(助け合い等)	
全体	586.3人	40.8%	202.3人	14.1%	648.3人	45.1%
A 住民互助型	359.7人	36.0%	126.8人	12.7%	513.7人	51.3%
B 社協運営型	734.2人	39.2%	294.9人	15.8%	842.4人	45.0%
C 生協型	593.5人	37.7%	35.8人	2.3%	946.0人	60.0%
D ワーカーズコレクティブ	222.1人	29.3%	30.9人	4.1%	504.8人	66.6%
E 農協型	447.6人	80.2%	0.0人	0.0%	110.2人	19.8%
F 行政関与型	5,067.2人	64.1%	1,727.3人	21.9%	1,110.5人	14.0%
G ファミリーサービスクラブ	0.0人	0.0%	0.0人	0.0%	1,520.0人	100.0%
H その他	186.8人	48.4%	20.0人	5.2%	178.9人	46.4%



■ 図表27 ホームヘルプサービス活動時間の内訳

類 型	回答数		サービス時間(1団体あたりの平均時間及び割合)					
	団体数	1団体あたりの平均時間	介護保険制度		障害福祉サービス		その他(助け合い等)	
全体	301	12,512.7h	6,037.6h	48.3%	1,741.5h	13.9%	4,733.6h	37.8%
A 住民互助型	121	9,442.8h	4,538.2h	48.0%	1,262.4h	13.4%	3,642.2h	38.6%
B 社協運営型	114	13,752.8h	5,858.7h	42.6%	2,017.0h	14.7%	5,877.1h	42.7%
C 生協型	14	12,398.2h	5,295.4h	42.7%	691.4h	5.6%	6,411.4h	51.7%
D ワーカーズコレクティブ	24	23,856.5h	14,210.6h	59.6%	4,223.6h	17.7%	5,422.3h	22.7%
E 農協型	5	16,771.7h	15,572.4h	92.8%	0.0h	0.0%	1,199.3h	7.2%
F 行政関与型	6	22,096.0h	10,542.6h	47.7%	3,060.2h	13.9%	8,493.2h	38.4%
G ファミリーサービスクラブ	1	4,936.5h	0.0h	0.0%	0.0h	0.0%	4,936.5h	100.0%
H その他	16	5,525.3h	2,749.1h	49.7%	755.4h	13.7%	2,020.8h	36.6%



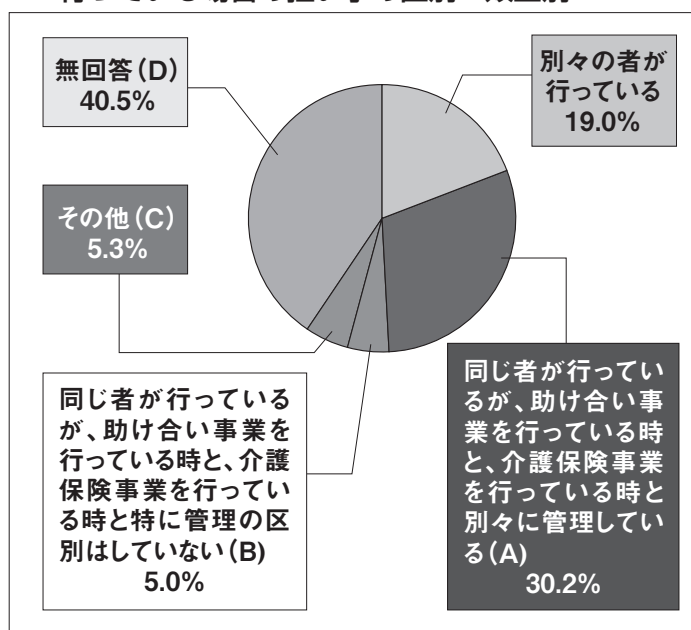
12. 助け合い活動と介護保険事業の両方を行っている場合の担い手の区別(問12)

※「両者を行っていないので、答えられない」を除いて集計した。

助け合い活動と介護保険事業の両者を行っている場合の担い手の区別については、「別々の者が行っている」割合が19.0%、「同じ者が行っている」が35.2%である。「同じ者が行っている」内訳は、「助け合い事業を行っている時と、介護保険事業を行っている時と別々に管理している」30.2%、「助け合い事業を行っている時と、介護保険事業を行っている時と特に管理の区別はしていない」5.0%となっている。(図表27)

類型別にみると、「別々に行っている」が多い類型は、「B 社協運営型」「C 生協型」「F 行政関与型」である。「同じ者が行っている」が多い類型では、「D ワーカーズコレクティブ」などとなっている。(図表28・29)

■ 図表28 助け合い活動と介護保険事業の両方を行っている場合の担い手の区別×類型別

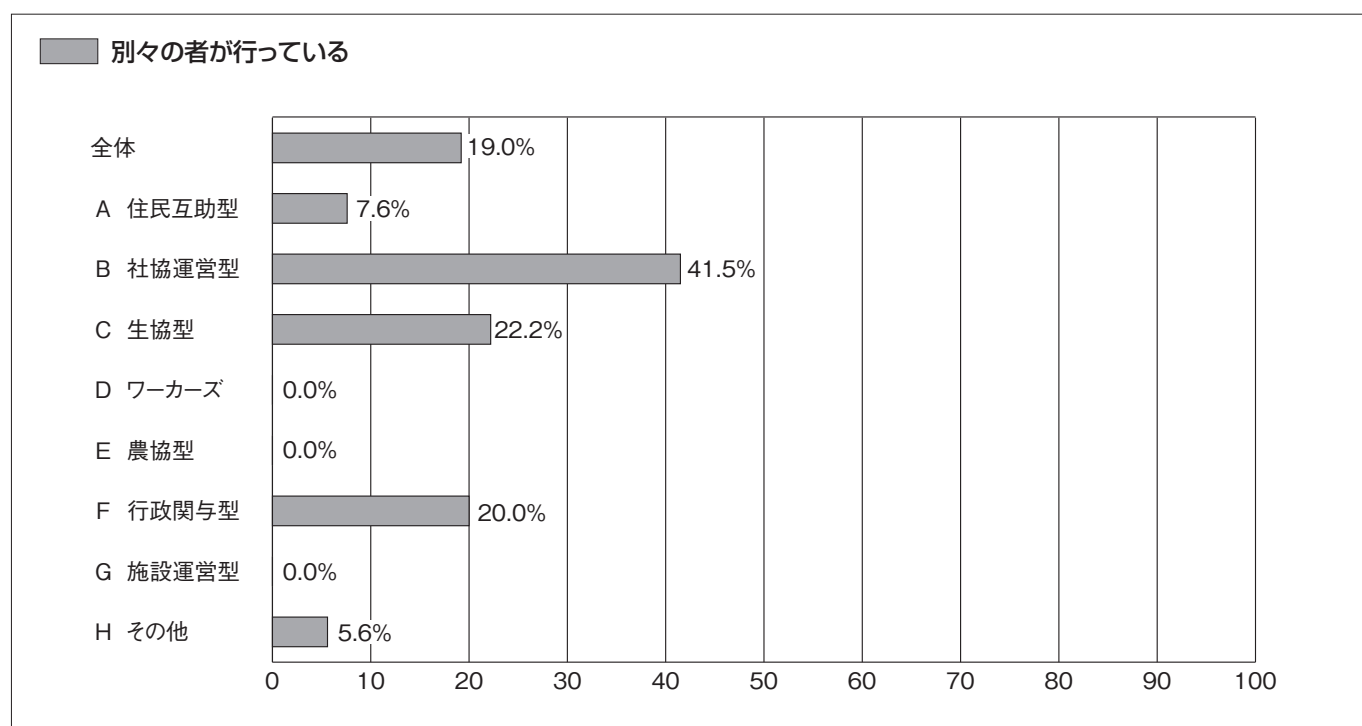


■ 図表29 助け合い活動と介護保険事業の両方を行っている場合の担い手の区別×類型別

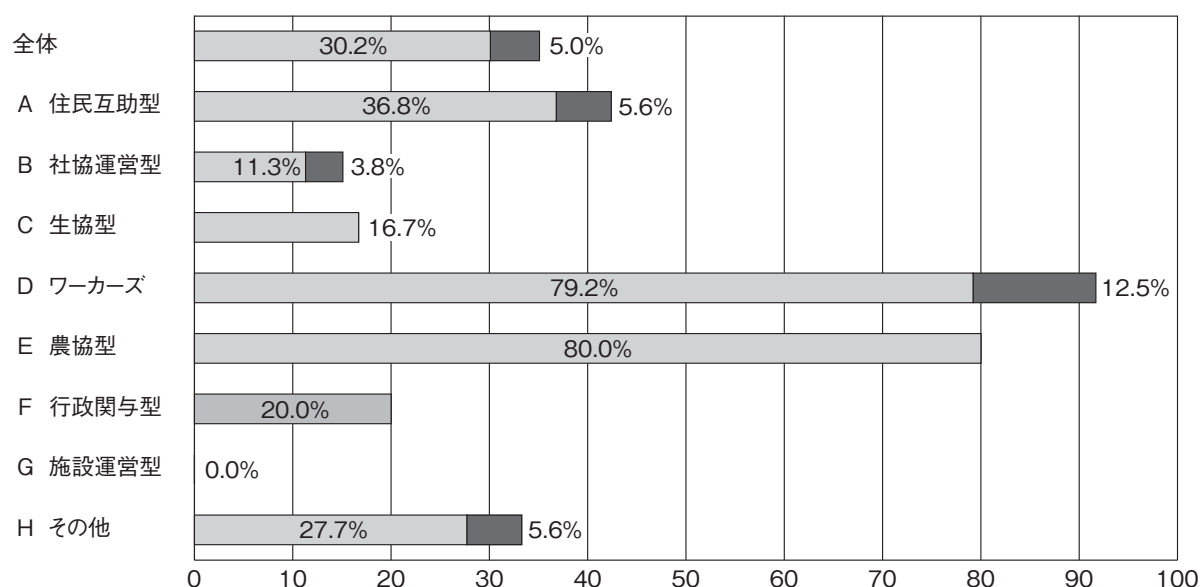
類 型	回答数 (団体数)	別々の者が 行っている (A)		同じ者が行っている が、助け合い事業を行 っている時と、介護保 険事業を行っている時 と別々に管理している (B)		同じ者が行っている が、助け合い事業を行 っている時と、介護保 険事業を行っている時 と特に管理の区別はし ていない (C)		(B+C)	
全体	321	61	19.0%	97	30.2%	16	5.0%	113	35.2%
A 住民互助型	144	11	7.6%	53	36.8%	8	5.6%	61	42.4%
B 社協運営型	106	44	41.5%	12	11.3%	4	3.8%	16	15.1%
C 生協型	18	4	22.2%	3	16.7%	0	0.0%	3	16.7%
D ワークスコレクティブ	24	0	0.0%	19	79.2%	3	12.5%	22	91.7%
E 農協型	5	0	0.0%	4	80.0%	0	0.0%	4	80.0%
F 行政関与型	5	1	20.0%	1	20.0%	0	0.0%	1	20.0%
G 施設運営型	1	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
H その他	18	1	5.6%	5	27.7%	1	5.6%	6	33.3%

類 型	その他(D)		無回答(E)		(D+E)	
全体	17	5.3%	130	40.5%	147	45.8%
A 住民互助型	8	5.6%	64	44.4%	72	50.0%
B 社協運営型	7	6.6%	39	36.8%	46	43.4%
C 生協型	0	0.0%	11	61.1%	11	61.1%
D ワークスコレクティブ	0	0.0%	2	8.3%	2	8.3%
E 農協型	0	0.0%	1	20.0%	1	20.0%
F 行政関与型	0	0.0%	3	60.0%	3	60.0%
G 施設運営型	0	0.0%	1	100.0%	1	100.0%
H その他	12	11.1%	9	50.0%	11	61.1%

■ 図表30 助け合い活動と介護保険事業の両方を行っている場合の担い手の区別×類型別



- 同じ者が行っているが、助け合い事業を行っている時と、介護保険事業を行っている時と別々に管理している
- 同じ者が行っているが、助け合い事業を行っている時と、介護保険事業を行っている時と特に管理の区別はしていない



13. 収入総額 (問13)

※設問に不備があったため、集計していない。

14. サービスの種類ごとの利用料、担い手の受取額 (問14・1団体あたりの平均)

サービスの種類ごとの利用料、担い手の受取額は、図表30の通りである。

■ 図表31 サービスの種類ごとの利用料、担い手の受取額 (1団体あたりの平均)

サービスの種類	利用料			担い手の受取額		
	金額(円)	集計数		金額(円)	集計数	
1. 内容にかかわらず定額	1時間	812.8	195	1時間	718.7	195
	1回	900.7	42	1回	808.8	42
2. 日常生活のお手伝い(家事援助等)	1時間	871.2	73	1時間	796.9	73
	1回	944.0	20	1回	846.0	20
3. 介護・介助	1時間	1,171.2	50	1時間	1,002.7	50
	1回	1,080.0	15	1回	972.0	15
4. 給食・配食	1食	463.4	38	1時間	605.3	19
				1回	404.2	19
5. 移送	1回	616.3	16	1時間	684.5	11
				1回	470.0	5
6. いきいきサロン・ミニデイ(たまり場)の提供	1回	517.1	38	1回	417.6	38
7. その他	1時間	866.8	34	1時間	778.9	34
	1回	745.9	22	1回	524.1	22

15. 直面している活動の課題について(問15・フリー回答)

直面している課題については、介護保険制度ではカバーできないサービスにおける助け合い活動の重要性を実感しつつ、担い手の高齢化と、それに伴う新たな人材の確保・育成、財源の確保をあげる団体が多く見受けられる。

A 住民互助型

- ・人材育成と事務局の体制
- ・会として、地域の支え合い活動の組立て方に、地域組織との関係づくりには時間がかかっている。少しずつ進めている。
- ・資金不足、担い手不足。
- ・担い手の高齢化。いちばんほしい50歳前後の人が少なく、なかなか入ってこない現状がある。それらの人は、パートに出ている人が多い。
- ・たすけあい活動の中から話し相手がほしいとの依頼があり、事務所と兼ねた居場所づくり（茶の間）が始まる。6畳2間のアパート3年目で参加人数も多く、家探しをしている。
- ・介護保険制度の中でできないサービスが多く、たすけあい活動の依頼はあるものの、利用者の負担額、介護保険のヘルパーとたすけあい活動の担い手が同じ場合のヘルパーの賃金等、直面する課題は多くある。
- ・半年前に地域の方が歩いて来られるように「しゃべり場」をオープンしたが、継続して来られる人は1名、家の中での自分の仕事や趣味で出掛ける方が多い。
- ・介護保険分野でも、たすけあい活動でも、NPOの運営スタッフでも、どちらを向いても人材育成が急務であるにもかかわらず、できていないこと。将来の担い手を今からしっかりと育成しないといけないと思いつつも、日頃の仕事に追われて、なかなか取り組めないし、熱意と能力のある人材が見つかったとしても、その人材を確保するだけの賃金が払えない。鶏が先か、卵が先かの論争になるが、とにかく賃金保証ができれば、どんな人材も得ることができないのが現実。
- ・利用者が減少傾向にある。
- ・担い手の若い人たちの参加を願っております。
- ・会員が高齢化して、新人が入会してこない。PRの手法を検討中。
- ・担い手の確保。早朝、夕方、夜間の人材確保が難しい。
- ・始めて10年を過ぎ、担い手が10歳、年を取りました。高齢になり継続を考えています。
- ・介護報酬が低いので、職員・スタッフに十分な給与が支払えない。
- ・若い人材がいない。
- ・サポートしてくれる人がいない。
- ・たすけあいで、決まった単価がなく、どの団体もバラバラでやりにくい。統一できないものでしょうか。
- ・会員数は不足していないが、高齢化しているので、60歳台の会員が入って来てほしい。送迎車の運転を辞退される人が増えてきている。
- ・アロマサービスが必要なものとして認知されてはきたが、制度には組み込まれていない。リハビリ、健康の増進、心のケアとして、もっと理解されるよう働き掛ける。
- ・たすけあい活動を介護保険収入で支えているのが現状。今は介護保険事業が順調であるが、利用が減った場合、運営が難しくなることも考えられる。
- ・新しく介護施設を運営・経営したくても、金融機関が、返済完納が不備だとか、担保とか、条件が厳しく、何年も交渉しても平行線をたどります。どうしたらよいのでしょうか？
- ・担い手の高齢化。人材不足。
- ・たすけあいの担い手、介護保険のヘルパー、両方とも不足しています。ボランティア精神のある人がほしい。
- ・介護保険事業の収益悪化、特に予防訪問介護では、丁寧に利用者に寄り添えば大赤字となり、受け入れを制限しないと、担い手を養成する費用が捻出できなくなる。「予防」というサービスは本当に必要なのかと考えこんでいます。
- ・事業展開するに当たり、人材が不足している。また、通常のヘルパーの平均年齢が上昇傾向にあること。
- ・団塊世代の男性要員の入会数が少なく困っている。
- ・他事業、他府県等とのつながりが必要と感じる場面があります。
- ・財政が非常に厳しい。
- ・後継者が不足している（担い手の高齢化）。
- ・介護、障害の時給がよいので、有償ボランティアの活動を断る担い手が増えている。研修をしなくては考えている。担

い手の高齢化、若い人の応募がない。

- ・住民参加型福祉サービスの意味が理解できない人がほとんどであり、あすけあいの意味も、求めることが無理な状況にある。サロンも、集まると人の陰口になったり、犯罪の素因をつくるようなことが現実には起きている。人材育成以前の問題であり、今からもっとこのようなことが多くなる時代になってきたと思う。
- ・活動協力者の確保（慢性的なマンパワー不足）。
- ・20代から30代の協力者（担い手）の不足。
- ・積雪期は利用者宅までの交通に難渋するし、駐車場の確保にも苦労します。実際のサービス以外に余計な労力を費やします。地域的な特性ではありますが、事業所にとって余裕のない状況が続くことが、当面の課題です。
- ・提供者不足、提供者の高齢化。
- ・何よりも会員の高齢化と病気により、運営スタッフが不足すること。そのために、後継者の育成もできていない。活動内容の見直しが必要となっている。
- ・保険事業では、若くやる気のある職員を雇えない（人件費上）。今後は赤字でも人員確保を検討中。保険とたすけあいが利用者にとっては区別できず、何でも屋のような依頼を受ける。
- ・たすけあい活動の存在の必要に対する疑問（住民参加型は曲がり角にきている？）。介護保険の訪問介護と重なる所があり、枠外サービスをしている事業も多くあり、我々は、安い金額の団体と位置づけられている。
- ・会員の高齢化。今後の方針について、公的制度との関連で方向性が不明。
- ・ボランティア提供者の高齢化が進み、若手（60歳から70歳）の提供者が少なく困っている。そのため、全戸にPRとアンケート調査を実施したところである。
- ・利用者の新規の方が少なく、増員に苦労している。
- ・有償ボランティア提供会員を公募していますが、少人数しか会員になってくれません。
- ・代表として、会の運営に当たる者の後継者がいない。人柄が良くても実力に不安がある。
- ・担い手の年齢が高く、若い担い手を探しているが見つからない。送迎の担い手がなくて先が不安。
- ・時間通貨の活動は。尊厳へのたすけあいのため、全国に広げたい。
- ・担い手の高齢化。新しい人（若い人）が入会しない。
- ・協力会員（担い手）が高齢になり、活動ができにくくなり、会員数が減少している。
- ・次世代への継承。ヘルパーを含むスタッフの高齢化。扶養の範囲内で働く人が多く、人員の確保と処遇の関係が難しい。
- ・人材不足が長く解消されない。
- ・担い手が集まらない。無給につき、ほとんどが定年者で、ボランティアに理解が少ない。
- ・現在、たすけあい活動と行政委託事業（介護予防事業）を併行していますが、平成23年度からは委託事業のみとなる予定です。
- ・担い手の高齢化に伴い、担い手不足の現状です。
- ・ボランティアで働く人が少なくなってきた。
- ・社会的認知の中でたすけあいを地域の中で実施はしているが、介護事業所等がこの仕事をされているようで、すみ分けができるとよいと思います。
- ・事務仕事等を手伝ってくれるボランティアを増やしたい。
- ・活動の担い手不足。特に男性の若手不足。
- ・介護保険で仕事をしたい担い手に比べ、地域活動（互助活動）の人材が不足している。また、いずれも担い手の高齢化が課題になっている。
- ・ボランティアスタッフの高齢化。
- ・団体のミッションを伝え、共有する仲間づくりの必要。気軽に地域の人に集まってもらえる、または活動してもらえる広報の必要。
- ・①認定NPO法人になること。②団塊の世代の大量入会法。③サービス提供者の訓練。④行政との協働。⑤社協、地域包括支援センターとの協働。
- ・介護保険のたすけあいの部分での生活援助サービスで、どのようなことがいちばん求められているか、今の社会に必要なものは何かを把握し、提供すること。担い手を集めるのが次第に困難になってきている現状（担い手の報酬の確保）で、より会を知ってもらい仲間を増やすために何が有効かが課題です。
- ・若い活動の担い手を増やすこと。
- ・サービスを提供する者（ボランティア）の高齢化。若い人は無償のボランティアになることが少ない。高齢（あるいは古い時代）の人は、無償のボランティアに意義を感じている。
- ・地域の中のたすけあいが、地域の中でなかなか認知されていない。依頼があっても、そんなことは家族がやると申し出る。
- ・暑さの厳しい時や、雪で路面が凍っている時の参加者の移動が心配です。

- ・ここ数年、安価で見栄えのよいお弁当が市場に出回っているため、やはり消費者はそちらに流れる傾向にあり、食数が減少しているのが現実です。また、週4回の配食がネックとなっていますが、ボランティア団体では限界があります。
- ・応援時間が増えてくる中で、運営体制の見直し。財政基盤の充実。
- ・ヘルパーの高齢化と自費としてのヘルパー活動、ボランティアの取り組みについての姿勢と介護保険扱いの働きとの兼ね合い。
- ・引き続き、ふれあいサロンの継続開催。スタッフの新たな入会。口コミ、呼び掛け。活動そのものの活性化、町内住民の新たな利用者、参加など。
- ・24時間体制の見守り体制づくり。
- ・要支援者の方の移送（有償運送の対象になっていない）、医療行為のある方へのサービス提供、行き場のない方への支援。
- ・担い手不足と事務所（預かりの場所）の確保。
- ・車の確保と資格取得費用、サービスを提供するための手続き。
- ・①安定した収入源を得る。②利用会員の依頼に対して協力会員の不足状態にある。
- ・高齢者、独居世帯が多い。
- ・事務所経費（家賃）が大きいので、事務は理事たちのボランティアでしている。コーディネーターの数も不足していて、少ない人たちでやりくりしてたいへんです。
- ・世代交代の推進。プロ意識とボランティア精神の融合。
- ・住民参加型ニーズは多く感じるが、サービスに結びつかない。
- ・とにかく人手不足です。
- ・①訪問介護員の高齢化。②介護事業に係る資格と事業推進の今後。
- ・平成21年度に「たすけあい」を開設したが、利用者・担い手双方の応募がなく、現在は活動できていない。担い手をつくる手段として、ヘルパー2級養成講座を開催したが、修了者は、施設やヘルパーとして働くことを選んでいるので、その点も思惑通りにっていない。
- ・協力会員数は多いが、直接協力参加している人の数は減少しているうえ、会員の高齢化が進んでいる。
- ・担い手の確保が難しい。
- ・他保険事業所がボランティア行為をダンピング行為と非難・中傷・妨害をし、今後の活動に影響を受けている。
- ・介護保険法の改定を見据えて居場所（サロン）の開所を検討している。行政施策と合わせて今後の課題とする。
- ・事務局スタッフの高齢化・協力会員の不足。
- ・担い手不足。活動地域を拡大するに当たり、スタッフ（マンパワー）不足。
- ・会員が年々減少し、担い手も高齢化している。若い会員が集まってこない。
- ・使用場所が借家のため、いつまで使えるか不安があります。
- ・事業内容の見直しと運営にかかわる者の数。
- ・ヘルパーさんの高齢化と担い手不足。
- ・人件費の捻出が課題、レスパイト事業を行っているが、公的サービスへの移行をし、事業の安定化を図らなければいけない。
- ・NPO法人設立10周年を迎え、事業は順調に推移しておりますが、担い手の高齢化による後継者不足に直面しております。
- ・活動会員さんが少ないので、利用会員の要望をかなえたり、公的サービスの不足部分を補ったりすることが十分にできない。
- ・利用者の利用ケースが年ごとに急減してきた。
- ・担い手不足。
- ・競争原理に生き残りながら、非営利事業や活動を展開すること。
- ・介護事業従事者の確保。
- ・担い手が高齢化している。
- ・ヘルプのマンネリ化。
- ・依頼は多いが、担い手が不足していて要望に応えられない。赤字経営になってしまうので、スタッフに十分な給与が払えない。このごろ、助成金がなかなかもらえず、団体の基盤強化が図れない。
- ・利用者の方が、入院やデイサービス、ショートステイの利用で配食の利用が不安定である。食材費の高騰、ガソリン代の値上げなど、経費に直面する問題が多い。
- ・活動の担い手である協力会員の高齢化が最大の問題であり、何の問題でもここに突き当たり、展開が開けない。
- ・コーディネーターの希望者がいない。ヘルパーの高齢化。若い層（40代）の入会が少ない。

- ・軽度の方の高齢者の生活支援をしている。介護度2で同居者がいると、介護保険ではサービスを受けられない。しかし、私たち団体でもまかないきれない場合もある。
- ・若い人が担い手に参加してくれない(会の老齢化が進んでいる)。
- ・平成16年からデイサービスと宅老所を併設で行ったが、18年の法改正により「宅老所は存続せず」という県の指摘があり、21年に有料老人ホームを開設したところが、介護保険外にもかかわらず基準が厳しく、かなりの負担を抱えています。
- ・助成金が後払いなので、つなぎ資金繰りが問題。
- ・厨房の老朽化。
- ・担い手の高齢化に伴い、絶対数が不足している。さらに、作業マニュアル・就業規則など未整備である。
- ・会員の増員。
- ・デイサービス事業開始へ向けての資金づくり。人材育成(ヘルパー、運営スタッフ)。
- ・利用者の急な変化(死亡、入院)に伴う業務量の変動。担い手や利用者が新規開拓の時期にきている(ともに高齢化の傾向)。
- ・担い手は学生が多いため、1～4年間ほどで人が替わり、慢性的な人手不足を抱えている。
- ・介護保険事業及び支援事業以外の事業に参入したいとは思いますが、人材と資金の面で二の足を踏んでいます。
- ・担い手の高齢化と人数不足。団塊の世代より若い人たちはボランティアどころではなく、新たに参加してくれる人が少ないので、日々の活動がハードになっています。
- ・お手伝いさん代わりに利用される方(ヘルプに伺ってから分かることが多いので、断ることが難しい)がいっぱいいる。その区別が難しい。
- ・設立後20年近く経過して、担い手の確保が非常に難しくなっています(担い手が超高齢化しています)。
- ・たすけあい任意団体から始めていました移送サービスが、12年経ちました現在、活動者が高齢になり、23年4月から見合わせる方向に動いております。
- ・支援件数の減少。支援件数が月ごとにムラがある。隠れているニーズとして、買い物弱者がいると思われるが、その人々を探す手だてがまだ見つかっていない。
- ・担い手の高齢化。若い担い手の確保が難しい。
- ・介護保険の活動をメインにしてきたが、利用者が少なくなり、今後の方針を模索しています。
- ・介護保険サービスによる活動の減少。弁当宅配業務への民間参入による活動の減少。
- ・人員不足。
- ・親団体からの助成金が、平成22年度よりほとんどないので、財政面でたいへんである。たすけあいの会を構成している県内他3支部との財政面、意識面での擦り合わせも課題。
- ・小規模多機能施設を新設する。市との協働(指定管理体制)を構築する。
- ・会員登録するも実際に活動する会員は少なく、苦勞している。介護に関する依頼もあるが、専門的知識、技術、体験がなく、会員も不安を感じながら活動している。
- ・あと2年で事業所を廃止しなければならない(会員の高齢化)。
- ・移送サービスの利用者、特に透析に通院する方が増え、週3回の送り迎えが同一時間帯に集中し、活動会員が増えないため、受注が限界にきている。市のタクシー券が使用できない。
- ・収益ができない。翌年度の給料の支払いをどうしたらよいか悩んでいる。

B 社協運営型

- ・たすけあい活動の担い手の交通費は社協が負担(市より半額助成あり)しているが、使用者が多く、予算以上に支出が多い。また事務費も請求書郵送料が多くかかっているので、手数料を徴収するかどうかが課題である。
- ・協力員の高齢化、新人の育成、30分枠の検討(短時間作業への対応)、介護保険の利用者との併用、身体介護を伴う利用者の対応等も含め、新たな事業の検討。
- ・協力員(担い手)の高齢化、担い手不足。
- ・担い手(協会員)の高齢化が進んでいて、60代の方が80代の支援をしている。
- ・利用者が少ない。ニーズの把握ができていない。
- ・活動の広報が十分行えていない、利用が少ない。
- ・担い手の高齢化、人材不足、多種多様なニーズに対応できるよう、男性も含めた幅広い年齢層の参加が課題。財源不足等。
- ・たすけあい活動の担い手になる協会員をどのように確保していくか。たすけあい活動の調整や事務等を専任職員で対応していないため、負担が大きい。
- ・提供会員が登録人数よりも実際に活動できる人が少ない。
- ・たすけあい活動の「担い手」である会員が増えず、サービス利用者に対しての調整が難しい。

- ・若い世代の担い手が少ないこと。
- ・協力会員（担い手）の不足。
- ・担い手不足。
- ・公的制度のすき間を埋めるサービスであるのだが、対応できない依頼もあり、受け皿が必要。利用料は一般的な有償の家事援助サービス（自費のヘルパー派遣や家政婦）より安いのだが、介護保険の自己負担分より高いと感じるらしく、要求が大きくなってしまうケースがある。
- ・担い手の高齢化。
- ・介護保険制度が始まり、会員（利用、協力）が減ってしまった。
- ・協力会員の預託点数が利用会員として活用されない。（預託点数の活用）コーディネーター（地区社協援護部長）の重要性。（発掘・育成）会員の固定化。（若い会員の加入が少ない）協力会員の意識改革、研修。孤立予防、話し相手、日常生活支援サービス等在宅サービス重視の制度へ。
- ・担い手不足、高齢化が進み、人材の確保に苦慮している。
- ・担い手が不足している地域があり、市内全域をカバーしきれていない。
- ・平成22年4月に3町合併し、活動範囲が広がったが、担い手（提供会員）の居住地域に偏りが見られるので、どの地域の依頼があっても対応できるよう、市内全域均一に登録担い手（提供会員）数を増やしたい。
- ・地域住民、行政、関係機関に活動の趣旨、目的を伝える。
- ・担い手不足。
- ・担い手不足。交通手段の便が悪い。
- ・担い手の高齢化、特に運転ボランティアへの担い手が減少している。
- ・介護保険利用者から通院介助や同居家族がいる世帯の家事援助の相談が多いが、担い手不足（地域に偏りもあり）で対応できないことが多い。
- ・担い手の不足、高齢化。
- ・活動者、利用者の双方から活動内容を柔軟にしてほしいという意見と、明確にしてほしいという両極端な意見が出ている。事業実施団体として、あるいは担当者間で調整、統一できていない部分もあり協議が必要である。
- ・利用者と担い手のバランス。他団体や地域との関係を密にする。会費制について見直す。
- ・サービスの存在、仕組み等の広報の促進。ニーズキャッチの後のフォロー（サービス利用へのつなぎ方）。
- ・協力会員の確保。
- ・子育てサポーターの会員登録者は多いが、就労者が多く、活動日時が制限されており、緊急時や平日の一時預かり、対応のサポーター不足が課題。
- ・社協、介護保険事業所職員の地域福祉推進事業・活動に対する理解不足及び協力意識不足（職員会議・研修等の実施にて、改善を図るが、課題は続く）。
- ・担い手の減少。ニーズに対応できるよう、市内のエリアに、相応の担い手を確保することが望ましい。
- ・担い手の地域による偏在と活動内容や活動時間帯による限界。
- ・他団体との役割分担の在り方。
- ・協力会員の登録者数は多いが、実際に活動できる人は、全体の約2割にとどまっている。また、介護度が高い人からの相談の場合、ヘルパー取得者等の介護経験者で対応しているが、マンパワーの不足で、特定の人に依頼が集中したり、対応しきれなかったりすることもある。
- ・若年から中年の男性で住民参加型レベルの支援を必要とする利用者（軽度の精神障害・アルコール依存症など）へのサービス調整及び介入の困難。
- ・利用者の減少と実働担い手数の減少。
- ・若い世代の担い手不足。担い手の高齢化。利用者のサービスに対する要求が回を重ねるごとにエスカレート、これにどこまで応えるか。
- ・福祉有償運送は、利用者から1.5km＝390円、2km＝470円、3km＝630円・・・と利用者からいただく料金は安い。しかし、担い手には1時間710円（税別）。これでは、いつまでたっても自主財源での運営はできず、独り立ちはできない。それと、在宅福祉サービス事業所の位置づけは明確に決めてほしい。昨年も税務署が入り所得税を納めているが、有償ボランティアといっても通用しなかった。何か難しい。
- ・ケアマネジャーが、介護保険でできないことを、すべてこちらに依頼しようとするのが多く、困っている。
- ・市内の地域で利用者、担い手に差がある。広報不足。
- ・利用者の増加に対して、担い手の新規参加が少ない。依頼相談の内容が多様化しており、対応可能か判断に苦慮する場合がある。
- ・協力会員と利用会員のバランスがとれておらず、人材確保について、もっと、このサービス事業を広めていく必要がある。

- ・地区により利用したい方と協会のバランスが悪いため、利用が少ない地区の協力会員さんに活動を紹介できない。また、利用が多い地区は、同じ協力会員さんに活動を重複してお願いしている。利用の多い地区では協力をいかに募るかが課題。
- ・公的サービスでは賄いきれない部分での利用が増加しているが、新規協力会員をいかに確保していくかが急務の課題になっている。
- ・協力員への配分金について（自家用車を利用し、訪問、買い物等を行っている）見直しを図りたい。
- ・担い手不足の解消。
- ・コーディネートする上で、介護保険サービス及び機関（ケアマネジャー）等との関係（連携）の在り様。
- ・担い手に比べて利用者の増加が高く、担い手を増やしていかないと活動に影響が出てくる。
- ・提供会員がまだ不足で、ニーズに対応しきれないときがある。社協の活動ということで、地域包括・ケアマネ等との調整が必要なケースが多く、調整に多くの時間を割いている。
- ・ボランティアの高齢化等、募集しても新規会員で集まりにくい。
- ・団体のPR不足（利用者・担い手ともに）。
- ・県が推進している地域支え合いの仕組みを、行政からの委託を受け平成22年1月から実施している。住民参加型サービスと同様の形態で行っているため、事業内容の見直しを行っている。
- ・利用依頼が多いのに対して担い手で不足しており、バランスをとることが難しい状況である。
- ・担い手会員の登録増に向けた取り組み。
- ・男性会員の活動先の確保。利用会員宅の近くに担い手がない場合は、遠方の担い手へ依頼するが、担い手の交通費（1km 10円）の負担が大きい。
- ・協力会員の確保。
- ・担い手不足、高齢化が進み、人材の確保に苦慮している。
- ・協力会員の確保。
- ・利用者、協力会員ともに新規加入が少ないこと。ほとんどの利用者は1つのフォーマルサービスという認識で、たすけあい活動という意識が薄れてきている。また、シルバー人材センターとの兼ね合いの問題もあり、事業展開が難しくなっている。
- ・活動者の不足、利用希望者の増大。
- ・現在、利用者・提供者ともに少ないため、事業のPR。
- ・担い手不足のため、限られた担い手に負担をかけてしまっている状況にある。
- ・時間外の利用拡大。
- ・担い手の確保。
- ・30分以内の短い時間内でのサービス提供依頼に対応できる体制づくりについて。独居高齢者が増える中で、緊急時の判断や立ち入りの判断について。
- ・研修会やスキルアップの機会の不足から、担い手の専門性が確立されていない。利用者宅への定期訪問のシステム化。現状のニーズに合った実施要綱の改正。
- ・研修制度が確立できていない。緊急依頼への対応が難しい。
- ・協力員の登録者数が地区によって偏りがあるため、利用者からのニーズに十分に答えられていない地区があること。電球交換やゴミ出し等のちょっとした活動に、たすけあい活動が対応できていないこと。
- ・平成22年度より、市から補助金が廃止され、自主財源の負担が増している。会費、利用料の値上げ及び事務手数料の徴収を検討している。
- ・提供会員（特に男性会員）の不足と高齢化、地区による提供会員登録状況の偏り、免許を持っていない会員も多く、交通費の支給もないため遠方への依頼ができない。
- ・地域によって利用希望者が偏ることがあり、協力会員を調整するのに時間がかかってしまう。
- ・現在、協力会員を有資格者としているため就労している方が多く、調整に苦慮し、活動につなげられないケースもあります。
- ・各地域ごとに担い手がないため、遠方地域の方は担い手の交通費（3kmを超えればkm当たり20円）が必要となるため、調整できない場合があり、地域ごとにボランティアを確保すること。
- ・介護保険のサービスでは対応できない部分を求められることが増え、担い手不足もあり対応できないケースも出てきている。
- ・担い手に対し、現金の支払いはないが、加算され続けている預託点数の方向性。担い手の高齢化。
- ・利用者と協力の発掘。
- ・相互援助活動の趣旨を理解してもらえない（利用者はヘルパーと誤解、担い手は仕事と誤解）。慢性的な担い手不足。利

用者と担い手が親しくなりすぎて過剰なサービス・要求が出てきた。

- ・協力会員の確保。
- ・担い手の高齢化が進んでいるが、内容は重労働なものが増えている。
- ・担い手不足。
- ・担い手不足。生活支援内容の多様化。
- ・担い手の人数が少ないこと。担い手の高齢化。
- ・協力会員が年々高齢化し、新たな人材の育成が急務である。事業開始後23年が経過し、現行システムの在り方等、今後の検討課題となっている。
- ・体制、料金の見直しを行い、今年度末には新しく事業を行う。
- ・登録のみの方が多く。実際に活動できる方が少ないことや、新規で活動できる方が特に少なく、活動内容によっては需要と供給のバランスが悪い面がある。
- ・住民ニーズに、どのように柔軟に対応するか。

C 生協型

- ・送迎や介護などができない。活動のニーズが多い。
- ・活動会員（担い手）の不足。難しい依頼が増えつつあり、活動会員やコーディネーターが対応に苦労している。
- ・活動会員不足（コーディネーター不足）。
- ・協力する側の育成（現在、新規）。
- ・協力会員として活動する組合員の育成。
- ・活動会員（担い手）の確保。
- ・市のシルバー人材センターからの派遣や、施設がたくさんできましたので、そちらにだんだんお任せで、私たちは個人的にボランティア活動を続けていきたい。
- ・担い手の不足。
- ・地域によって、ニーズに対して協力会員が少ないところがある。
- ・利用会員が少ないことが課題です。活動会員167人に対し利用会員は57人と少なく、13地区のうち、地区によっては0名の地区もあります。
- ・利用会員の意識が会の理念とズレ（安い家政婦）がある場合があり、こうした事例への対応。
- ・利用者に対して担い手が少なく、何件か掛け持ちをしている方がいます。利用者が担い手に、いろいろなことを直接依頼し、事務局が把握していないときがある。
- ・担い手不足。コーディネーターの高齢化、新しい人の担い手がいらない。
- ・活動会員不足。地域差が大きい。
- ・担い手不足。
- ・精神的課題をもつ方への家事援助の在り方。

D ワーカーズコレクティブ

- ・介護職員処遇改善交付金で、時給80円上乗せできたが、たすけあい時給も同時に80円アップした。今後、利用料のアップも考えなければと、心配している。
- ・人材不足。
- ・介護保険事業所として、やらねばならぬ作業のため、サービス提供責任者、ケアマネジャーの請求・会計業務の常勤の忙しさは、1か月があっという間に過ぎる日々です。常勤は定年65歳であり、毎年、定年を迎えるメンバー交代の3年計画を話し合っています。定年後も体力、やる気があれば、ワーカーとして活動することはできます。（会ではヘルパーを、ワーカーと呼んでいます）
- ・理事メンバー（役員）の交代がなかなかできない。
- ・利用者数、担い手両方減少、現在活動中の担い手も年齢が高い。
- ・若い人の担い手が増えない。
- ・ケア者の不足。募集しても、なかなか若い人が来ない。
- ・介護職員の高齢化。後継者不足。低レベルの介護職員報酬。
- ・サービス提供責任者など、常勤者が不足している。ヘルパーのスキルアップについて、訪問介護事業の中で研修が難しい。
- ・担い手の若返りです。40代、50代の担い手がほしいです。
- ・人材不足で困っています。世代交代が難しい。介護保険収入で、自立援助サービス（たすけあい活動）を補っていますが、介護保険事業が伸び悩んでいます。NPO法人格をもちながら、ワーカーズコレクティブの運営をする難しさを感じます。

- ・ヘルパーの移動時間が請求できなくて困っている。ヘルパーのなり手不足。また、事務手続きや家族との調整などは、高いスキルが必要であるにもかかわらず評価されない。コーディネーターのなり手がいない。
- ・たすけあい活動を行うと、事業所として赤字になり、経営が厳しい。
- ・人手不足。介護保険法改正に伴うパソコンソフトの料金が有料で負担である。
- ・2007年に発足し、日も浅い団体です。組織運営におもしろみと苦勞を感じています。
- ・新たなたすけあい事業を考えていますが、施設・設備が必要です。自己資金がなく、助成金に頼るしかありません。たすけあいをするために介護保険に参入しましたが、ここ3、4年は減少気味で先行き不安です。
- ・過疎地で交通網がなく、タクシーで買い物に出掛けるのに往復5,000円～6,000円、費用がかかり、少ない年金生活者（独居者）が非常に不公平な生活送っている。
- ・若い世代の活動会員の確保。多世代が集う居場所づくり。
- ・運営を担う人がいない。
- ・介護保険や障害サービスに該当しない方、また、公的サービスだけでは生活できない部分のたすけあいの依頼はよく来るが、働くメンバーが足りないので困っています。

E 農協型

- ・担い手の高齢化。
- ・介護保険事業に比べて収支状況が整わないことから、団体内での立場が保ちづらい。専任職員を配置し、活動の裾野を広げ、頼れる活動を展開したい。しかし、専任配置は無理。
- ・週2回程度しか活動がない。会としての存続は難しいと思う。
- ・活動会員の増加対策。

F 行政関与型

- ・担い手の不足、高齢化。利用者側の意識の変化。介護保険サービスでできない部分の依頼が多いが、ケアマネジャーや利用者が安価なサービスとして選択してくる。住民参加型たすけあい活動の意義・役割が見えにくくなっている。
- ・ニーズに応じたサービス提供ができる体制づくりをするための担い手の確保や利用者の負担軽減。
- ・①財源の確保、②住民参加型サービスの今後の存在意識について、③協力会員の長期にわたる活動へのフォロー、等々。

G ファミリーサービスクラブ

- ・クラブの周知。更なる会員の増加、サービスの向上を目指しているが、事務局（コーディネーター）の人件費などの運営費が不足しているため困難。新たな事業などを受託したいが、情報不足なため困難なこと。

H その他

- ・平成19年度は黒字でしたが、その他の年度は赤字となっているにもかかわらず、消費税の支払いを税務署より言われ、資金繰りに困っています。
- ・過疎地有償運送と福祉有償運送を行っているが、過疎地有償運送が平成23年4月で期限が切れるが、町の協力がなくて、更新ができなくなるかもしれない。
- ・援助活動をする人が高齢になってきており、活動する人がいなくなる。
- ・協力会員の不足。
- ・運営や事務所維持費は介護保険収入に頼っている。
- ・介護保険の運用が厳しく限定されるようになったので、たすけあいはますます重要。
- ・担い手の高齢化と資金不足。一時、法人化を目指したが、地域（公営住宅）の実情から断念しました。
- ・高齢化率は57.24%という地域で、配食サービスを希望される方が増加している中で、メンバーも高齢になりつつありますが、若手の方の協力もあり、継続できています。希望者がいる限り、これからも頑張って活動していきます。
- ・介護保険でまかなえる所の清掃、夜の見守り等の依頼が多くなっています。担い手さんにも家族があるので、夜の見守りはたいへんです。
- ・ファミリーサポートが、有償ボランティアであることへの理解を浸透させたいが、どちらかという、ベビーシッターという職業として認識される傾向にある。
- ・要望を聞いているうちにサービスの範囲が広範囲になってしまい、対応しきれないことがある。収支バランスが悪くなってきているので、利用料を増額したいが、踏み切れないでいる。
- ・高齢者への対応。
- ・研修費が事務所負担となり、赤字になってしまう。

16. 公的制度に思うこと(問16・フリー回答)

A 住民互助型

- ・行政は、介護保険事業者任せで、行政としての対応姿勢が見えない。
- ・介護保険制度を後退させないでほしい。要支援者を介護保険から切り捨てないでほしい。
- ・大変良い制度だと思いますが、人間的ふれあいが欠けているのではないかと感じるときがあります。
- ・法人格をもたずに任意団体として活動しておりますが、県では居場所(週3日)開いておりますが、必要性がまだまだ理解されずにあります。
- ・移送サービスに力を入れているが、単価が低く、料金を改正された事業所は質問責めにあった。行政からの依頼もあるが、いつまで継続できるか。根本的に考えてもらいたい。
- ・介護保険では、到底、老後を安心して暮らせないことが自明になりつつある現在、各地域にもっと権限を与えて、各地域に合ったサービスが提供できるようになると、もっと利用者の希望に添ったサービスが提供できるのではないかと。
- ・利用者への案内等をしていただきたい。誰もが公的制度の中に参加でき、行政の補助金が受けられるようにしてほしい。
- ・公共の施設の活動の場所として利用できることを願っております。
- ・手続きが面倒で、後期高齢者には負担が大きい。飲食代を禁止しないものにしてもらいたい。活動すれば、お茶や軽食はつきものです。それで元気が出れば幸い。
- ・介護報酬のアップを望む。
- ・小さな団体にも、実績がある時は、少し支援してほしい。
- ・お年寄りの身体は、その時の調子次第で大きく差があります。介護度でしぼらず、大きく括る制度にならないものか。現在は細かく制限する方向です。
- ・今年度より助成金が減額され、会員の研修会、親睦会が開催しにくくなって、個人負担金が多くなるような気がする。
- ・どの辺りを公的サービスで支えるかが問題。変化していく社会の中で、人の命にかかわる。どうしても必要な部分は、公的サービスできちんと支えていかなければならない。そうやっていくように、声をあげていく必要がある。
- ・今や福祉で公的制度が足かせになるようにまできました。この国の未来は若者が発展させます。その力を信じ、福祉を経営させる試みが公的制度の本来のあるべき姿ではないでしょうか。
- ・週3回の配食サービスでは、増大する在宅高齢者を支える、ほんの一部でしかありません。家事援助、移動困難者、話し相手等、いくらでも必要とされていることがあります。地道に市民活動をしている人びとがいきいきできるような支援が必要です。せっかくの灯が消えていきます。
- ・介護保険の訪問介護は事務量ばかり多くて無駄です。公表制度もたいして利用者がいないのに無駄です。現場が分かっている。
- ・「軽度者」への家事援助切り捨ての話が審議会で検討されていると聞きます。家事援助あってこそ(現在の)在宅生活が継続できている人がほとんど。家事援助を介護保険から切り捨てたら、あっという間に「軽度者」は重度化します。介護保険成立時の精神は、これまでたびたび踏みにじられてきましたが、今回のこれは、ほんとうにひどい後退だと思います。介護の社会化は死んだのでしょうか。
- ・変更事項等について、連絡のなさが気になります。
- ・多種多様なサービスがあり、公的制度の中でのことは難しいかもしれないが、一つずつでも解決していったらいいと思います。
- ・制度を使う際、申請するまでの方法が分かりづらい。制度を知らずにいる方も多くいるので、周知等、分かりやすくしていただけたらと思います。
- ・行政からの補助金を受けているので、たいへん助かっている。
- ・配食サービスを月3回、33名の利用者(一人、二人暮らし宅)に届け、安否確認も行っており実施している。行政よりの支援が、年々厳しくなり、財源の問題で困っているのが実情です。私たちは配食ボランティア活動の団体です。
- ・介護保険の生活支援は1.5時間しかできず、2時間にしてほしい。
- ・特に何も求めていない。公的制度と民の活動が共存できればよいと思う。
- ・たすけあい活動の充実と継続のためには、並行して必要不可欠であると思う。公的制度の職員採用時に、一時的な現場研修に、たすけあい活動の現場に出向いて体験してもらったり、また、たすけあい活動の協力者も、働く夢を見せることもできる。
- ・はじめに予算ありきでなく、必要と思われる、望んでいるサービスの提供を実施するための予算を立ててから、その資金立てを考えてほしい。
- ・格差の大きい社会にあって、「公的制度」が最後の砦という場合が多いです。制度を見直して、利用者も提供者もともに喜べる制度を望みます。

- ・私たちは、公的サービスでできない日常生活の支援がほとんどです。ほんとうに必要としている人びとへのサービスがほしいと感じます。
- ・行政、ケアマネジャーは、我々に対して安い金額の団体というような考え方をしている。
- ・生保の方の利用の仕方について、介護保険の利用料を徴収すべきだと思う。障害福祉サービスについて、区役所のケースワーカーの利用者に対しての把握ができていない人がいる。
- ・介護保険利用に、話し相手、見守りが認められていないからと、有償ボランティアでと回ってきますが、利用者にとっては重要な場合があります。該当させてほしいと思います。
- ・介護保険制度の運用で、ケアマネジャーの取り組みが不十分な例が見られる。例えば、介護度が決まったのに、ヘルパーの手配をせずに介助依頼をしてきた。こちらは介護保険でできないことを引き受けたい。
- ・市よりの助成金を受けているが、使途について制約が多い。
- ・日本の国は、命は守れている。良い制度だと思います。
- ・制度の改定ごとに、サービス内容量が減り、民間のボランティア団体に依頼されることが多くなっているが、引き受けることもできず、困っている人のことを考えると胸が痛む。
- ・公的な報酬が安過ぎる。処遇改善や〇〇加算でなく、基本的なところで報酬が上がらないと、良い人材も確保できない。常勤が雇えない。
- ・もう少し規制を柔軟にしてほしい。
- ・公的制度の制約が多くなっていると感じる。
- ・このたすけあいの制度（組織）が、公的な所にまだまだ認知されていない。
- ・グループホームよりもケア付きアパートの制度をつくってほしい。
- ・税制などNPO法人に対する優遇措置がない。社会福祉法人と同事業をしている部分には配慮してもらいたい。
- ・生活支援に制限があり、困っている人が多い。
- ・公的制度は規制が多く、また、役所は縦割りである。できれば役所は、ソフトで活動的民間ボランティアが自由に動きやすくなるための機関となってほしい。
- ・行政の高齢者に対する福祉の充実を切に願っています。
- ・介護保険の改正に伴い、どのように改正されるか、軽度の要支援「1」「2」をはずさないよう要望する。さらに介護保険の仕事の厳しさが増すのではないかと。
- ・社会福祉法人、NPO法人が同種類のサービスを行っているが、NPO法人は粗利が出れば税金がかかってきて、社会福祉法人は税金がかからないとなっているが、不公平であると思います。
- ・言える人へはプランを立てられるが、声のない、家に引きこもって外へ出てこれない方への支援まで、手を差しのべられないのを実感します。
- ・報酬体系が複雑すぎて不合理である。
- ・低所得者対策について考えてほしい。
- ・不公平感があります。
- ・早く消費税の増額改正をし、適正な介護報酬額にすべきだ（介護職員の確保ため）
- ・保険制度の見直しは必要と考えるが、NPO法人による非営利活動事業に対して法人税が課税されている。特に移送サービスにおいて国土交通省より価格上限はガソリン代程度とされ、サービスが増えれば増えるほど赤字になるにもかかわらず、課税されているのが現状で、税の改革も必要と考える。
- ・福祉施策が高福祉高負担なのか、中福祉中負担なのか住民の意向が見えていない中、政策決定は疑問がある。
- ・利用者の負担を考えると、事務局活動（会運営）は無償にならざるを得ない（後進の手当ができない理由でもあると思われる）。各種の助成金の使途も、最も必要とする運営費は認められない。税金の減免や運営費の補助を求めます。
- ・地域活動支援センターとしての国からの業務委託費が極端に少ない。
- ・ボランティア活動で始めた陶器づくり（12年目）を委託事業として宣伝しながら助成金は0です。運営する経費が大きな現状なのに、地域の人を押し付けてくる。高齢者を支える活動が100%ボランティアにのしかかっている。
- ・介護員の生活の維持ができる賃金体系の確保をお願いしたい。
- ・あれはダメ、これもダメと制約が多くて、やれないことが出てくる。また、限度をオーバーする時には、同じ内容のサービスでも、あすけあいサービスに移行させられることがあり、矛盾を感じます。
- ・移送サービスを有償で、制約せずに利用できるように。
- ・制度サービスがあるおかげで事業収入が見込め、雇用も可能となるが、制度改正するたびに変化に対応しなければいけないのは、経営・運営的に厳しいものがある。
- ・小規模多機能型居宅介護事業の制度の見直し（宿泊利用者の利用料金等）。
- ・利用者にとってOKでも、担い手には厳しい制度。

- ・介護保険は、できないことが多すぎて、利用者のニーズに応えられていない。そのため、すき間を埋める制度外事業が必要となっている。お金が不足しているのは分かるが、もっと柔軟な対応を希望します。
- ・今年度より、委託事業の対象が独居の高齢者に限られるため、配食事業の継続が危ぶまれる。昼間独居の高齢者についても委託事業の対象に入れてほしい。
- ・介護保険の予防（要支援）部分は、保険外の枠で考えたほうがよい。障害サービスの制度上の仕組みや報酬に大きな問題があると思う。
- ・介護保険制度は、見切り発車したことの影響が、今、きているのではないかと。長期的な大きなビジョンのもとに行っているようには思えない。
- ・保険料は徴収しておいて、実際には保険制度の制限が多すぎ、私たち民間の組織が受け皿とならざるを得ない。しかし、行政からの支援は一切なく、理事で手分けして運営の赤字を補っている。地方の格差が大きく、赤字の市町村に住む人びとは不幸である。
- ・介護保険制度だけでは在宅で生活できない。
- ・有料老人ホームに対しても、何らかの助成、支援金があってもよいのでは？と常日頃、感じています。国に直訴したい思いです。
- ・融通がきかなくて、人間味がない。
- ・介護保険制度（要介護者が対象）に合わせるのではなく、要支援者こそ食事サービスが大事。
- ・介護保険外の要望が増えている。介護保険適用の制約が利用者を混乱させており、ますます介護保険制度の歪みが大きくなっている。
- ・介護保険に対しての今後の施策が見えにくく、先を見据えた事業計画を描きにくい。
- ・2012年度の介護保険改正に向け、2級資格について数年の猶予はありますが、50歳台と60歳台のヘルパーさん中心の当事業所が生き残っていける制度を願います。
- ・地域ケアプラザで活動していますが、時間など制約が多いです。市民の活動を大事にしてくれるのであれば、活動しやすい状況をつくっていただくという援助がほしいです。
- ・生活支援で家族（働いている方）が同居の場合、介護保険で担えないような制度があり、家族の負担（金銭的に1時間1,200円でも）が大きい。体力的に仕事、家事、見守り等の負担がお気の毒。家族が一人しかいらっやらないお宅は、介護支援もないとおかしい。
- ・公的制度に該当する前の人たちに、目を向ける制度があってもよいと思う。
- ・有償ボランティアに関する理解度が低い。
- ・活動に対しての公的補助。
- ・地域包括支援センターや介護保険事業所からの紹介依頼が増えているが、紹介される利用者に関する情報内容が少なく思うことがある。また、公的機関（包括）や介護保険事業所がかかわるなら、利用者の生活をもう少しトータルで考え、サービス資源の掘り起こしや、もう一步踏み込んだ支援が必要ではないかと思うことがある。
- ・介護保険従事者の報酬が世間相場に比較して安すぎる（介護労働者の処遇改善を強力に推進してほしい）。
- ・介護が必要な状態でも、認定で認められないと介護サービスが利用できず、本来、専門的な知識と技術をもって生活の支援が必要なのに利用できない。制度面で考えると不便であり、残念だと感じる。
- ・介護保険制度は、利用する人が事業所（サービス）を選ぶことができるようになっていました。18年の改正で、ケアマネプランにおいては、私たちのサービスを利用したいと申し出てくる人にお断りしなくてはならない状況。ケアプランは、その人の尊厳を守り、その方に合ったプランで、私たちの訪問介護員が生活を守ってあげることができないのです。私たちを選んでくださる方を支援できない、こんなサービス基準でよいのでしょうか。

B 社協運営型

- ・たすけあい活動でどこまで担うべきなのか、公的サービスとたすけあい活動の格差に疑問を感じる。
- ・介護者が同居している場合であれば、公的制度和インフォーマルサービスで在宅生活を支えていけるが、独居で身体状況が重度になるほど、公的制度ではまったくカバーできない現状と思われます。
- ・利用者のニーズに利用しやすい公的制度（サービス）が多くなればよいと思います。
- ・制度を利用するための条件が難しい。申請から利用開始まで時間がかかる。状況に応じて変更してほしいときに、即対応してもらえない。
- ・もう少し利用できる枠を幅広くできないのでしょうか。利用される方が、公的制度についてどれだけ理解されているか疑問に思うことがあります。
- ・同居家族がいる方に対する支援を柔軟にできないか。外出時の支援に力を入れられなかい（地域とのかかわりにつながる）。
- ・一時預かり料金が全額本人負担であり、子育て支援制度の中で利用者免除等があれば、負担の軽減が図れる（ニーズは多い）。

- ・介護保険制度の改正で、軽度要支援者の家事援助を行政判断で介護給付から外す旨の動きがあるが、それをすべて住民参加型サービスで担うことは困難と思われる。行政責任で提供される家事援助サービスは、要支援者の在宅生活上、必要不可欠であると考え。
- ・介護度の低い要支援対象者の家事援助等が公的サービスの対象外になった場合、それをすべて住民参加型在宅福祉サービスで賄うためのマンパワー確保は、現状から考えても困難をきわめられる。介護保険制度上の財源問題はあると思うが、今後さらに高齢化が進むことも含め、利用希望者が介護難民にならないよう、トータルな視点での検討が必要と考える。
- ・始まりが曖昧だったため、後になって内容の制限が多くなった。そのため、利用者は最初受けられていたサービスがNGとなり、ツケが“たすけあいサービス”にきている。これ以上制限をかけず、利用者が使いやすい制度にしてもらいたい。在宅で安心した暮らしをするための制度だが、サービスが足りず結果的に施設へ入る方が多い現実。まだまだ改善してもらいたい。
- ・介護保険制度も障害者自立支援法も複雑で分かりにくい。
- ・名称が分かりづらく、またすぐになってしまうのは困る。
- ・家族が同居しているため、介護保険が利用できず相談を受けることが多い。事情等で家族対応が困難な場合があり、ケースによっては保険を利用できるとよいと思う。
- ・高齢者の不在問題や介護保険サービスの運用等、公的責任はどこにあるのか、ないのか困惑することがある。
- ・要支2と要介護1の判定を行き来するレベルの人では、家族がいるか否かで、公的制度が使えたり、使えなかったりする。支1～介5を単純に7段階に区分してほしい。デイサービスや、透析への通院介助としての送り出し等、短い時間のケアを公的制度で対応してほしい。
- ・介護保険で要支援に認定。家族が同居していたら家事支援サービスが受けられないので、ファミサポに依頼されるケースがある。家族も高齢で介護疲れが見られるケースも多く、このようなケースこそ、公的なサービスが利用できたらと思う。
- ・家族が同居の理由だけで、介護保険での訪問介護サービスが利用できない高齢者がたくさん存在する。実際には、日中独居であったり、自営業だったり、十分に家族からの支援を受けられない高齢者が多い。家族同居の場合でも、同じように介護保険料は納めているのだから、必要なサービスは検討してほしい。
- ・ホームヘルプ業務の中の掃除に、ガラス磨きは含まれてよいと思われる。報酬単価は、自立支援法居宅介護のほうが介護保険訪問介護より、高く設定されるべきと考える。
- ・公的制度の改正により、住民参加型サービス団体の本来の活動が後退することのないよう、留意が必要である。
- ・介護保険利用者のサービスでは補えない課題について、住民の支え合いでは支えきれない支援がある。
- ・制度上のサービスで、できない部分をすべて住民参加型福祉サービスに負うのは無理がある。どの制度、サービスにも当てはまらないニーズがある。

C 生協型

- ・住民によるたすけあいも重要だが、公的な部分もきちんと予算を充当して役割を果たしてほしい。
- ・公的制度がどんどん後退していくことは、たいへん残念です。
- ・元気なお年寄りの施設利用者が多く規約が変わったのか、ケアマネの判断の違いか、知りたい。
- ・ちょっとした暮らしの困り事情報を、気軽に（身近に）受け止め、解決につなげていく地域の「相談センター」を、地域に広げていくための公的整備や住民活動への支援制度を充実してほしい。
- ・介護保険の介護認定が、だんだん厳しくなり、私たちの団体に仕事が回ってきていますが、行政でもっと援助ができるような制度にしていきたい。
- ・利用者への費用負担を検討してほしい（高齢支援、障害者、子育て支援）。

D ワーカーズコレクティブ

- ・総時間数の約4割、たすけあいの実績がありますが、経営上、たいへんだからといって、たすけあいを減らすことは考えていません。しかし、たすけあいのパーセンテージが上がるほど、厳しい経営になります。今後、制度見直しの結果、たすけあいを利用せざるを得なくなってくると、利用者の負担が増えてきます。「たすけあい」に公的助成などを考えていただければと実感します。
- ・収入が多い人も少ない人も負担額が変わらないので、不公平感がある。
- ・重度の介護が必要な人にとり、家族にとり、公的制度がどれほど必要で、助けられるか実感しています。反面、家族のつながり、協力、たすけあう心を希薄にしているかと思う事例を目にすることがあり、心が痛みます。障害は、ケアマネジャーに対応する立場の人がなく、丸投げで事業所に対応させていることに、理不尽さを感じています。市内に4か所ある自立支援センター（市より委託）の動きに期待し、あくまで利用する方のこと中心に対応していきます。
- ・市の産前産後ケアの使い勝手が悪いと思う。
- ・内容が利用しにくい。家族の同居の場合など、介護保険が利用できない。

- ・財政破綻を避けるため、介護保険の利用者負担を2割アップさせる。
- ・障害福祉サービスにさまざまな制度があり、その縛りの中で利用者ニーズに合ったサービスを提供することが難しい。
- ・税金が多く使われている制度です。適正に使われるべきです。しかし一方で、担い手（労働者）への配慮も必要です。訪問介護だけでは生活できません。他の事業とセットにしないと無理なのが現状です。
- ・1.訪問介護の「生活援助」は、介護度の区別なく利用者の意欲を向上させ、確実に介護の重度化を予防することが期待できるサービスです。介護保険制度から「生活援助」を外さないことを提案します。2.現行の7段階の要介護認定区分について、被保険者の理解と納得が得られるような抜本的な見直しをすることを提案します。3.予防プランと介護プランを分断することがないように、要支援者（1・2）の予防給付を介護給付として位置づけることを提案します。4.利用者が最期まで人間らしく生きるために、現場ケアマネジャーの裁量権を保障し、独立性を担保する介護報酬や環境を整備することを提案します。5.事業所加算や個別加算の報酬体系ではない報酬体系の見直しをすることを提案します。6.地域包括支援センターの本来の役割について特化することを提案します。
- ・「地域生活支援事業」は介護保険事業の財源3%から外し、自治体高齢者対策で実施する。
- ・地域包括支援センターの本来の役割である、特定高齢者の予防事業、困難ケース・虐待防止などの相談機能の推進、地域包括ケアの推進という事業に特化する。
- ・介護保険の生活援助の重要性を理解してもらいたい。障害者自立支援の単価を上げ、もっと多くの事業所が障害者福祉サービスにかかわるように、環境整備をしてほしい。
- ・生活援助の上限が1時間30分で困るケースがある。
- ・介護保険は認定や利用範囲に納得がいきません。特に、通院等乗降は、要支援者でも冬場は必要です。地域性を考えてみてはどうでしょうか。障害福祉サービスは、地域によって制度の範囲だったり、以外だったり、まちまちです。
- ・在宅へと介護保険を始めたが、訪問介護がおざなりにされています。生活援助の軽視や報酬単価が安価なため、長時間働けるデイなどへ人が移っている現実があるため、人材不足に陥っている。訪問介護が充実しないと、在宅は継続していくことが困難になっていきます。
- ・過疎地での高齢者が、以前より少なくなっているの、公共交通もなくなったことになる。高齢で運転もできなくなった人たちに公的な支援を考えてほしい。
- ・必要な方に、必要なサービスが提供できるように、家事支援を制限するとありますが、日常生活を送るには必要なサービスです。
- ・介護保険ごとの公的サービスではカバーしきれないところを、たすけあい活動にて行っているが、その部分の補助がないと運営が厳しく、継続できないかも。
- ・利用される方が、公的制度を納得（理解）されていない場合が多く、家政婦扱いが往々にしてある。

E 農協型

(回答なし)

F 行政関与型

- ・介護保険制度の次期改正の内容によっては、住民参加型在宅福祉サービスにも大きな影響があるのではないかと。軽度利用者から切り離し、その受け皿として住民参加型の実施団体という噂を聞いたことがある。

G ファミリーサービスクラブ

- ・介護保険に入らない分野で、高齢者の方が希望するサービスは、意外と深刻なところで存在します。しかし、公的な制度では、まだまだそこまで対処されていません。我々のサービスは、そこを有償ボランティアとして、させていただいているのですが、もっとサービスを受けやすくするために、公的に利用者の補助が受けられれば、サービスが利用しやすくなるのではないかと思います。

H その他

- ・住民の生活は縦割りではなく、いろいろな事柄が交差し、絡み合っているにもかかわらず、公的制度は縦割りで枠が決まっているため、枠と枠との間でサービスを受けられない人たちが、生活の多様化ということもプラスされ、増えているように思われる。
- ・介護保険は全国民から徴収しているので、認定外や認定の軽い人にも責任はあるはずです。自費サービスの維持運営を助成すべきだと考えます。運営への国費投入は必要（体操等へ介護保険から助成するのは疑問あり）。
- ・公的サービスも思うように受けられない生活保護以下の低所得者層の自助、共助の推進と、更に地域力を生かした地域支援の充実を図り、誰もが安心して過ごせる地域を目指しているが、そんな活動への制度的支援は夢？

- ・地域住民が自発的・主体的に行っている活動だから、地域で安心して利用してくれると思う。声掛けをしたり、話し相手となったりすることで孤立予防になり、そして、さまざまな住民のニーズに関係機関と連携して対応していくネットワークづくりにもつながると思う。
- ・介護保険(要支援・要介護)で、この方だったら要介護では？と、認定基準のバラつき感があります。
- ・介護負担軽減のための制度なのに利用制限が多く、そのため介護者の肉体的、精神的、経済的に負担を強いられている。利用者・介護者の視点に立って制度を考えてほしい。

平成22年度
「住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査」
調査票

平成 22 年度「住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査」

＜ご記入いただく上でのお願い＞

- ・はじめに、下欄の団体情報に関する欄からお書きください。
- ・問 1 から最後の問まで順番にお答えください。途中矢印（→）があれば、矢印に従ってお進みください。
- ・回答は原則として**平成 22 年 12 月 1 日時点**の状況でお答えください（12/1 で捉えにくいものは回答可能な時点（3/31、4/1 など）で結構です）。
- ・回答は、当てはまる番号に○をつけていただくものと、自由に記述していただくものがあります。自由に記述していただくものや、「その他」にお答えの場合は、内容を具体的にお書きください。
- ・設問が活動の実態と合わない場合は、お手数ですが欄外にその内容を書き足してください。
- ・社協、生協、JA 等、その団体の運営にあたって親団体がある場合は、親団体の状況ではなく、住民参加型在宅福祉サービス団体（活動）そのものについて記入してください。
- ・「担い手」とは実際にサービスを提供する者をさしており、団体によっては協力員、ヘルパー、ワーカー等の呼称があると思いますが、全て「担い手」として考えてください。

＜アンケートの提出について＞

- ・本調査票は、以下のホームページからダウンロードしても入手できます（Word 形式）。

<http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/jusan/index.html>

- ・アンケート提出方法は、郵送・FAX・メールにより可能です。

郵送先 〒100-8980 東京都千代田区霞が関 3-3-2 新霞が関ビル
 （社福）全国社会福祉協議会 地域福祉部・全国ボランティア・市民活動振興センター
 FAX 番号 FAX. 03-3581-7858
 E-mail アドレス：sankagata@shakyo.or.jp

- ・ご記入いただいたアンケート用紙は、**平成 23 年 1 月 31 日（月）**までにご提出をお願い申し上げます。
- ・ご提出いただいたデータやご回答の内容は、統計的に処理するためのみに使用いたしますので、個々の団体のデータが公表されることは一切ございません。

＜報告書について＞

- ・本アンケートにご回答いただいた団体には、報告書完成後 2 部郵送いたしますので、下記に住所等のご記入をお願いいたします。
- ・なお、住民参加型在宅福祉サービス団体全国連絡会のホームページ
<http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/jusan/index.html>には pdf ファイルで報告書を掲載する予定です。

★本調査についてのお問い合わせは、下記までお願いいたします。

社会福祉法人全国社会福祉協議会 地域福祉部・全国ボランティア・市民活動振興センター
 住民参加型実態調査担当 園崎、香崎 TEL. 03-3581-4656 FAX. 03-3581-7858

E-mail : sankagata@shakyo.or.jp

最初に下記の項目についてご記入ください。

団体名：			
電話番号		FAX 番号	
住所	〒		
代表者 職名・氏名：		ご記入者名	

【団体の組織体制・運営について】

問1. 団体として事業を開始した年月をご記入ください。

西暦	年	月
----	---	---

問2. 貴団体の運営形態について、当てはまる番号1つに○をつけてください。

1. 住民の自主的な会員組織である
 (注) 親団体がある場合でも、次のア～エの条件に当てはまる場合は、上記1に○をつけてください
 ア. 親団体に事務局を置くが、自立した組織として活動している イ. 組織として独自の意思決定を行っている
 ウ. 会計、役員会が親団体とは別である。 エ. 親団体とは別に団体独自の規定がある。
2. 市区町村社会福祉協議会が運営している
3. 生活協同組合が運営している 4. ワーカーズコレクティブである
5. JA(農業協同組合)が運営している 6. 行政設置による第3セクター(福祉公社・事業団等)
7. 社会福祉施設が運営している 8. ファミリーサービスクラブである
9. その他(具体的に)

問3. 貴団体は法人格を持っていますか。もっている場合、それはどのような法人格ですか。

A 法人格をもっている

B 法人格にもっていない

↓

1. 特定非営利活動法人 → いずれかに○を (①. 認証をうけている ②. 申請中である)
2. 社会福祉法人 3. 財団法人 4. 社団法人 5. 有限会社 6. 生活協同組合
7. JA(農業協同組合) 8. その他(具体的に)

問4. 貴団体は事務所をお持ちですか。

1. 持っている 2. 持っていない

【会員の状況について】

問5. 貴団体の自主的な有償助け合い活動(以下「たすけあい活動」)では会員制を採用していますか。

1. 会員制を採用している 2. 会員制を採用していない

問6. 貴団体のたすけあい活動のサービス利用者(あるいは会員)の登録数を記入ください。

				人
--	--	--	--	---

問7. 貴団体に登録されているたすけあい活動の「担い手数」(直接サービスを提供している会員数)について、下記表にその人数をご記入ください。

	女性	男性	合計
20～30代			
40～50代			
60代			
70代以上			
合計			総計 人

問8. 貴団体の担い手と利用者のバランスはどのような状態ですか。当てはまる番号に○をつけてください。

1. 担い手が不足している傾向がある 2. 利用者が少ない傾向がある
3. 担い手と利用者のバランスはちょうどよい 4. 傾向にムラがあり一概に言えない

問 9. 担い手の確保・育成についての貴団体として実施している取り組みについて、当てはまる番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------------|---|
| 1. 担い手募集に関する工夫（具体的に： | ） |
| 2. 担い手への研修の実施（具体的に： | ） |
| 3. その他（具体的に： | ） |

【サービス、活動事業の内容について】

問 10. 貴団体が行っているサービス全てに○をつけてください。なお、そのサービスが、「たすけあい活動」、「介護保険制度」、「障害福祉サービス(*)」、「行政からの受託」、「その他」のどの形態で実施されているか分けてお答えください。(*)障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを指す

サービスの種類	たすけ あい 活動	介 護 保 険制度	障害福 祉サー ビス	行政 からの 委託	その他
1. 家事援助					
2. 介護					
3. 入浴					
4. 食事（配食）					
5. 外出援助					
6. 車による移送サービス					
7. デイサービス					
8. 宅老所					
9. 作業所・自立訓練・就労移行/継続支援					
10. ショートステイ・宿泊					
11. グループホーム					
12. 住宅改造					
13. 相談・助言					
14. 話し相手					
15. サロン活動					
16. 保育・教育サービス					
17. 財産管理・保全サービス					
18. 小規模多機能型居宅介護					
19. 居宅介護支援（ケアマネジャー）					
その他事業〔上記以外を記述ください〕					

問 11. 貴団体のホームヘルプ事業サービス利用者のうち、平成 21 年度の介護保険制度・障害福祉サービス・その他（たすけあい等）のサービス利用者数及び活動時間についてお答えください（概算でも構いません。複数サービス利用者は各サービスそれぞれ 1 人とカウントしてください）。

	介護保険制度	障害福祉サービス	その他（たすけあい等）
サービス利用者数	人	人	人
活動時間	時間	時間	時間

問 12. たすけあい活動と介護保険事業の両者を行っている場合の担い手の区別について、当てはまる番号に○をつけてください。

- | |
|---|
| 1. 別々の者が行っている。 |
| 2. 同じ者が行っているが、たすけあい事業時と介護保険事業時と別々に管理している。 |
| 3. 同じ者が行っているが、たすけあい事業時と介護保険事業時と特に管理の区別はしていない。 |
| 4. 両者を行っていないので、答えられない。 |
| 5. その他（ |

【財政について】

問 13. 【活動実績のある団体のみご記入ください。】貴団体の平成 19 年度の収入および支出の総額は、いくらですか。また、その内訳の割合がわかればあわせてご記入ください。

※社協、生協、JA等、その団体の運営にあたって親団体がある場合は、親団体の状況ではなく、住民参加型在宅福祉サービス団体そのものについて記入してください（概算額で結構です）。

1. 収入総額	_____ 万円
(収入の内訳)	
助け合い活動の利用料収入	_____ 万円
会費収入	_____ 万円
介護保険に関わる収入	_____ 万円
自立支援法制度等収入	_____ 万円
行政からの事業委託収入	_____ 万円
助成金収入	_____ 万円
寄附金収入	_____ 万円
その他	_____ 万円
2. 支出総額	_____ 万円
(支出の内訳)	
介護保険関連事業（人件費含む）	_____ 万円

問 14. たすけあい活動で提供するサービスについて1時間当たり（または1回当たり）の利用料及び担い手の受取り額はいくらですか。なお、「サービスの内容にかかわらず利用料は定額」の団体は「1」の欄に、「サービスの内容によって利用料が異なる」団体は「2～7」の欄にご記入ください。

<記入上のお願い>

- 無料の場合は0と記入してください。
- 時間外の金額が異なる場合は、基本となる時間帯の料金を記入してください。
- 利用料が所得に応じて異なる場合は、最高金額を記入してください。（単位：円）

	利用料	担い手の受取り額
1. 内容にかかわらず定額	円/1 時間（ 円/1 回）	円/1 時間（ 円/1 回）
2. 日常生活のお手伝い（家事援助等）	円/1 時間（ 円/1 回）	円/1 時間（ 円/1 回）
3. 介護・介助	円/1 時間（ 円/1 回）	円/1 時間（ 円/1 回）
4. 給食・配食	円/1 食	円/1 時間（ 円/1 回）
5. 移送	円/1 回	円/1 時間（ 円/1 回）
6. いきいきサロン・ミニデイ（たまり場）の提供	円/1 回	円/1 回
7. その他（ ）	円/1 時間（ 円/1 回）	円/1 時間（ 円/1 回）

【その他】

問 15. 貴団体が現在直面している活動の課題について自由にお書きください。

問 16. 公的制度について、思うことがございましたらお書きください。

ご協力ありがとうございました。

平成22年度
「住民参加型在宅福祉サービス団体活動実態調査」報告書

平成23年7月

社会福祉法人 全国社会福祉協議会
地域福祉部／全国ボランティア・市民活動振興センター

〒100-8980 東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4656 FAX 03-3581-7858
<http://www3.shakyo.or.jp/cdvc/>
sankagata@shakyo.or.jp